【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月24日
【事業年度】	第14期（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
【会社名】	株式会社ＡＢＥＪＡ
【英訳名】	ＡＢＥＪＡ，Ｉｎｃ．
【代表者の役職氏名】	代表取締役ＣＥＯ　　岡田　陽介
【本店の所在の場所】	東京都港区三田一丁目１番14号
【電話番号】	03（6387）9222（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　英　一樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田一丁目１番14号
【電話番号】	03（6387）9222（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役ＣＦＯ　　英　一樹
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

(1) 提出会社の経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期	第14期
決算年月		2022年８月	2023年８月	2024年８月	2025年８月	2026年８月
売上高	（千円）	1,978,230	2,775,469	2,766,251	3,585,409	4,577,759
経常利益又は経常損失（△）	（千円）	△181,757	379,757	286,672	451,978	759,850
当期純利益又は当期純損失（△）	（千円）	△196,366	421,598	218,712	448,268	1,065,905
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	―	―	―	―	―
資本金	（千円）	100,000	732,787	832,282	895,936	940,426
発行済株式総数 普通株式	（株）	7,711,400	8,598,900	9,260,900	9,764,800	10,035,957
純資産額	（千円）	1,793,709	3,480,883	3,898,061	4,471,736	5,664,544
総資産額	（千円）	2,159,798	4,109,491	4,239,819	5,318,174	6,473,049
１株当たり純資産額	（円）	232.02	404.28	420.49	457.71	564.27
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)	― (―)
１株当たり当期純利益 又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△41.18	53.41	24.30	47.17	107.23
潜在株式調整後 １株当たり当期純利益	（円）	―	43.43	21.04	43.20	102.21
自己資本比率	（%）	82.8	84.6	91.8	84.0	87.5
自己資本利益率	（%）	―	16.0	5.9	10.7	21.0
株価収益率	（倍）	―	99.04	86.67	71.55	29.75
配当性向	（%）	―	―	―	―	―
営業活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△253,494	460,532	△760,011	1,621,241	165,206
投資活動による キャッシュ・フロー	（千円）	△14,061	△5,638	△28,569	△28,412	△403,648
財務活動による キャッシュ・フロー	（千円）	3,958	1,241,104	116,955	124,278	75,882
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	1,844,536	3,540,535	2,868,910	4,586,017	4,423,458
従業員数 （外、平均臨時雇用者数）	（人）	82 (12)	103 (11)	125 (12)	133 (11)	140 (15)
株主総利回り （比較指標：配当込みTOPIX）	（%） （%）	― (―)	― (―)	39.8 (119.0)	63.8 (138.3)	60.3 (191.2)
最高株価	（円）	―	10,300	6,160	4,630	3,600
最低株価	（円）	―	4,190	1,553	1,527	2,041

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社を有していないため記載しておりません。
３．第10期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、１株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
第11期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、当社株式は2023年６月13日に東京証券取引所グロース市場に上場したため、新規上場日から第11期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
４．第10期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
５．第10期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため記載しておりません。
６．１株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため記載しておりません。
７．第10期は、事業拡大に伴う人件費等の増加により、経常損失及び当期純損失を計上しております。また、同様の理由により、第10期の営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなっております。
８．第12期の営業活動によるキャッシュ・フローは、助成金相当額を未収計上したことによる未収入金の増加等を要因にマイナスとなっております。
９．第14期の当期純利益には、繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、法人税等合計が減少した影響が含まれております。
10. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
11. 2023年６月13日付をもって東京証券取引所グロース市場に株式を上場いたしましたので、第10期及び第11期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。なお、第12期から第14期の株主総利回り及び比較指標は、2023年８月末を基準として算定しております。
12. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所グロース市場におけるものであります。なお、2023年６月13日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

２【沿革】

当社代表取締役ＣＥＯである岡田陽介は、2012年に発表された機械学習分野における技術革新であるディープラーニングをきっかけとして当社を設立いたしました。当社は「ゆたかな世界を、実装する」という企業理念のもと、「エンタープライズプラットフォーム事業」を展開しております。

当社の設立以降の沿革は、以下のとおりであります。

年月	概要
2012年９月	東京都渋谷区東に株式会社ＡＢＥＪＡ（資本金1,000千円）を設立
2012年10月	本社所在地を東京都港区南麻布に移転
2013年６月	移動体付随情報表示装置株式会社を吸収合併
2014年８月	本社所在地を東京都港区六本木に移転
2014年12月	販路の拡大を目的に、salesforce.com，Inc.と資本業務提携
2015年10月	小売流通業向けのディープラーニングを活用した店舗解析SaaS「ABEJA Dashboard（現：「ABEJA Insight for Retail」）」をリリース
2016年３月	本社所在地を東京都港区虎ノ門に移転
2017年３月	シンガポール法人（ABEJA SINGAPORE PTE. LTD.）を設立
2017年５月	技術パートナーとして、NVIDIA Corporationと資本業務提携
2017年９月	独自AIの開発・運用プラットフォーム「ABEJA Platform」のベータ版を提供開始
2017年12月	「ABEJA Platform」にアノテーション機能を追加し提供を開始
2018年２月	自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2018」を初開催
2018年２月	「ABEJA Dashboard」を「ABEJA Insight for Retail」としてリニューアル
2018年２月	AIの実装・運用を支える「ABEJA Platform」をリリース
2018年３月	本社所在地を東京都港区白金に移転
2018年11月	プライバシーマークを取得
2019年３月	自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2019」を開催
2019年７月	AIの倫理・法・社会的課題を討議する有識者委員会「Ethical Approach to AI（EAA）」発足
2019年10月	米国法人（ABEJA Technologies，Inc.）を設立
2020年９月	本社所在地を東京都港区北青山に移転
2021年１月	米国法人（ABEJA Technologies，Inc.）を清算
2021年４月	デジタルトランスフォーメーション（DX）推進を目的に、SOMPOホールディングス株式会社と資本業務提携
2021年７月	シンガポール法人（ABEJA SINGAPORE PTE. LTD.）を清算
2021年10月	DX推進を目的に、ヒューリック株式会社と資本業務提携
2022年７月	自社AIカンファレンス「ABEJA SIX 2022」を開催
2022年９月	本社所在地を東京都港区三田に移転
2023年６月	東京証券取引所グロース市場に株式を上場
2024年２月	NEDOが公募した「ポスト5G情報通信システムの開発」に、LLM開発事業が採択（第一期）
2024年10月	NCGMが公募した戦略的イノベーション創造プログラム（第３期）「統合型ヘルスケアシステムの構築における生成AIの活用」に共同研究開発機関として参画
2024年10月	NEDOが公募した「競争力ある生成AI基盤モデルの開発（助成）」に採択（第二期）
2025年３月	一般社団法人AIロボット協会（AIRoA）に正会員企業として参画
2025年４月	NEDOが公募した「日本語版医療特化型LLMの社会実装に向けた安全性検証・実証」に採択
2025年５月	ISMS認証（ISO/IEC 27001）を取得
2025年７月	NEDOが公募した「競争力ある生成AI基盤モデル（GENIAC）」に採択（第三期）
2025年９月	NEDOに採択された「ロボティクス分野の生成AI基盤モデルの開発に有効なデータプラットフォームの研究開発」に、一般社団法人AIロボット協会（AIRoA）を通じて参画
2026年４月	事業名称を「デジタルプラットフォーム事業」から「エンタープライズプラットフォーム事業」に変更
2026年６月	NEDOが公募した「領域特化生成AI基盤モデルの開発（GENIAC）」に採択（第四期）
2026年７月	NEDOに採択された「製造現場視触覚データ収集によるVTLA基盤モデルに向けたデータセットの構築」に参画
2026年７月	AIマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 42001」の認証を取得

年月	概要

2026年８月	NEDOに採択された「データの秘匿性を考慮した効率的なAI学習手法の開発」に、一般社団法人AIデータ主権共創機構（CODAS）を通じて参画
2026年８月	一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）のAIガバナンス第三者認証「C認証」を取得
2026年９月	シンガポール法人（ABEJA GLOBAL PTE. LTD.）を設立

3【事業の内容】

（1）事業の全体像

当社は、「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、ABEJA Platformを中核に、顧客のAI活用を実運用として成立させ、継続的な高度化を実現するエンタープライズプラットフォーム事業を展開しております。特に、業務の停止や誤判断が事業継続等に大きな影響を及ぼすミッションクリティカル業務へのAI実装・運用に注力しております。

当社は、顧客へのAI導入にあたり、業務プロセスの設計からシステムの構築、運用及び改善までを一貫して支援しております。AIの実装基盤であるABEJA Platformと、顧客業務を理解する人材を組み合わせ、顧客固有の要件に対応しながら、導入・運用の効率と品質を高められる点を強みとしております。

この実装・運用能力を基盤に、企業向け案件と公的プロジェクトを両輪として、AIの研究開発、データ基盤の整備及び業務への実装・運用を進めております。また、デジタル業務に加え、AIによる認識・判断をロボットや設備の動作につなげるPhysical AI（フィジカルAI）についても、ABEJA Platformを基盤として開発・実証・実装に取り組んでおります。

これらの取組みを通じて、AIの導入・運用・改善を支援し、都度契約や月額契約による収益を得ております。

なお、当社は、エンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであります。

（2）提供サービスと収益構造

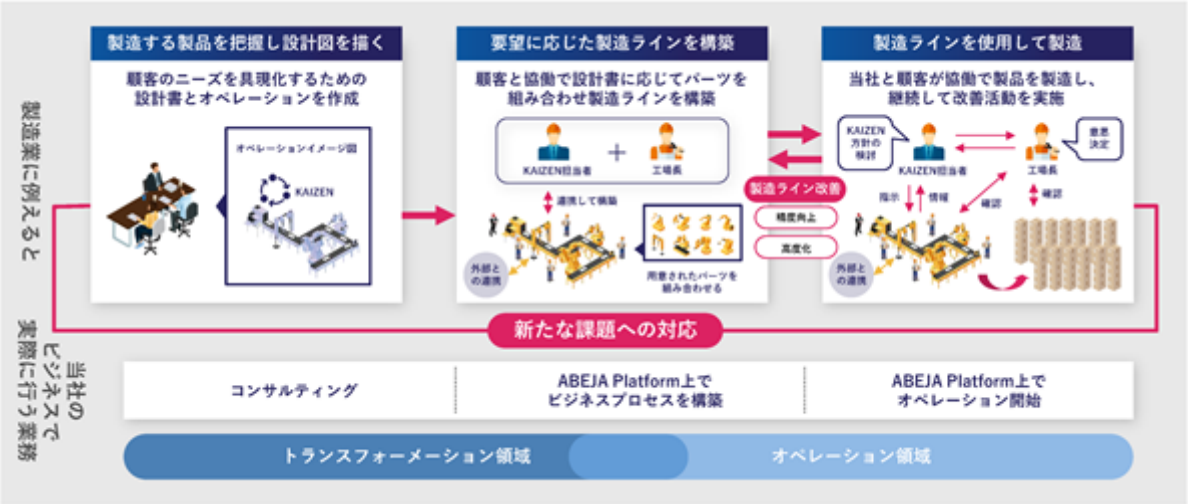
①　顧客業務への実装とサービス提供の仕組み

AIを業務で継続的に利用するには、AIの導入に加え、データ連携、人による確認・承認、権限・実行履歴の管理、監視・改善等の仕組みを一体として整える必要があります。ABEJA Platformは、AIの導入・運用・改善に必要なソフトウェアや技術を共通機能として備えております。

当社は、過去の導入・運用で利用・検証してきた共通機能をABEJA Platformに集約し、顧客の要件に応じて必要な機能を選択・組み合わせ、個別設計や既存システムとの連携を行っております。共通部分を一から開発・統合する負担を抑え、顧客固有の業務設計に注力することで、導入の迅速化、品質の安定性の確保及び開発・運用コストの低減を図っております。

このように、共通機能を活用し、顧客の要件に応じた仕組みの構築から運用・改善までを担う事業モデルは、電子機器等の製造を受託するEMS（Electronics Manufacturing Service）に近い形態であり、当社では「AI版EMS」と位置付けております。EMSにおける設備や技術・ノウハウを備えた工場に相当する部分が、ABEJA Platformとなります。

図１：AI版EMSの事業モデル



こうした顧客ごとの業務の再設計と実装を担う人材を、当社ではAI ready Deployed Engineer（AIDE）と定義しております。AIDEは顧客の現場に入り、業務手順や課題、暗黙知を把握したうえで、業務、AI、システム及びガバナンスを横断して設計・実装を行っております。ABEJA Platformの機能を顧客の業務や管理要件に合わせて組み込み、構想を本番業務で利用できる仕組みに具体化しております。

主な支援内容は、以下のとおりです。

主な業務	提供内容
コンサルティング	顧客の経営課題や業務特性を踏まえてAI導入の全体戦略を策定し、業務プロセスを検討・設計しております。 あわせて、顧客のAI人材の育成や組織体制の整備を支援しております。
ABEJA Platform上での業務プロセスの構築	顧客要件に応じてABEJA Platformの共通機能を組み合わせ、データ連携、既存システムとの接続、人が確認・判断するための操作画面等を実装し、実際の業務で利用できる仕組みを構築しております。
ABEJA Platform上での運用・高度化	人とAIが協調して業務を実行する環境を提供し、システムの運用・保守、モデルの調整・再学習等を行っております。 また、ABEJA Platformの機能追加・更新を通じて新たな技術を取り込み、安定運用と継続的な高度化を支援しております。

これまでの取組み例としては、金融機関向けの全行的な業務改革・AI活用支援、製造業向けの設計業務の効率化支援、小売業向けの発注最適化など、多岐にわたります。また、Physical AIでは、館内物流の自動化、無人機の自律化、製造現場における加工工程・生産スケジュールの最適化をはじめ、幅広い現場業務の自動化・高度化に向けた開発・検証・実装支援に取り組んでおります。このほか、ABEJA Platformを活用した店舗向けサービスとして、小売業等に「ABEJA Insight for Retail」を提供しております。来店者の動線分析や年代・性別の推定を通じて、店舗運営の改善を支援しております。

② 継続的な取引と利用範囲の拡大

導入後は、運用・保守を担いながら、日々の運用で蓄積されるデータや人の判断をAIの学習・調整に生かし、精度や業務効率を高めております。あわせて、運用を通じて把握した課題や利用状況をもとに、機能の拡充や他の業務プロセス・部門への展開を提案し、必要な設計・開発を行っております。その際、当該顧客向けに整備したデータ連携や既存システムとの接続、導入済みの機能を活用できるため、利用範囲の拡大を効率的に進めることができます。

このように、運用・保守を継続しながら、既存業務の高度化や新たな業務への導入にも支援を広げ、顧客のAI活用を段階的に進めることで、長期的な取引につなげております。なお、2026年８月期のエンタープライズ企業の継続顧客からの売上比率（注）は、86.3%となっております。

（注）エンタープライズ企業の継続顧客からの売上比率は、既存顧客（前事業年度に売上が発生したエンタープライズ顧客）の当事業年度の売上高/エンタープライズ顧客の当事業年度の総売上高。

③ 公的プロジェクトへの参画

当社は、企業顧客への支援に加え、AIの研究開発・社会実装を目的とする公的プロジェクトに参画しております。国のAI政策の下、バーティカルAIやPhysical AIの社会実装を支える官民連携が進められております。こうした政策を背景に、当社の技術や実装・運用ノウハウを生かせる事業機会が広がっております。

各プロジェクトの目的に応じ、企業や研究機関等と連携し、AIの開発、データ基盤の整備、実際の業務データや現場を活用した実装・実証等を行っております。例えば、経済産業省が推進する「GENIAC」の枠組みの下、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業に参画し、LLMや業務に特化したAIエージェントの開発・検証に取り組んでおります。また、Physical AI分野では、NEDO事業において、ロボティクス分野の基盤モデルを支えるデータプラットフォームの研究開発を担っております。

公的プロジェクトには複数年にわたる取組みも含まれており、参画の拡大に伴って関連売上高も伸長しております。また、公的プロジェクトで得られた成果や知見を企業向けサービスにも展開することで、事業規模の拡大とサービスの高度化を並行して進めております。

④ 収益構造

ミッションクリティカル業務は、顧客事業の中核を担うため、AIによる効率化や判断の高度化が、事業全体の生産性や競争力を大きく高めることにつながります。当社は、こうしたミッションクリティカル業務にAIを安全かつ安定的に組み込み、業務プロセスそのものを改善することで、高い付加価値を提供し、収益につなげております。

当社は、売上を事業管理上、トランスフォーメーション領域とオペレーション領域に区分しております。トランスフォーメーション領域では、構想・設計、構築・導入、導入後の改善や利用範囲の拡大等の支援を、主として都度契約により提供し、フロー型の収益を得ております。オペレーション領域では、ABEJA Platform上での運用・保守の継続支援に加え、長期・月額型のAI導入・活用支援を提供し、ストック型の収益を得ております。なお、2026年８月期の売上構成比は、トランスフォーメーション領域が71.8%、オペレーション領域が28.2%となっております。

図２：トランスフォーメーション領域とオペレーション領域の関係



（３）ABEJA Platform

ABEJA Platformは、顧客の業務及び現場において、データ、意思決定及びオペレーションを一体的に扱い、デジタル・リアル空間のオペレーションの高度化を支える実装基盤です。データ・AI・業務を連携するとともに、人とAIが協調して業務を行う仕組みや、システム全体の管理・統制機能を一体で備えております。

図３：ABEJA Platformの全体構成（One Platform）



① データ・AI・業務を結ぶ共通基盤

ABEJA Platformは、データの取込み・加工、AIモデルやAIエージェントの利用、業務アプリケーションとの連携により、一連の業務を実行できる仕組みを提供しております。基盤モデル（ファンデーションモデル）もこの構成要素の一つであり、特定のモデルに固定せず、用途に応じて自社又は外部のモデルを選択・切替できる構成としております。

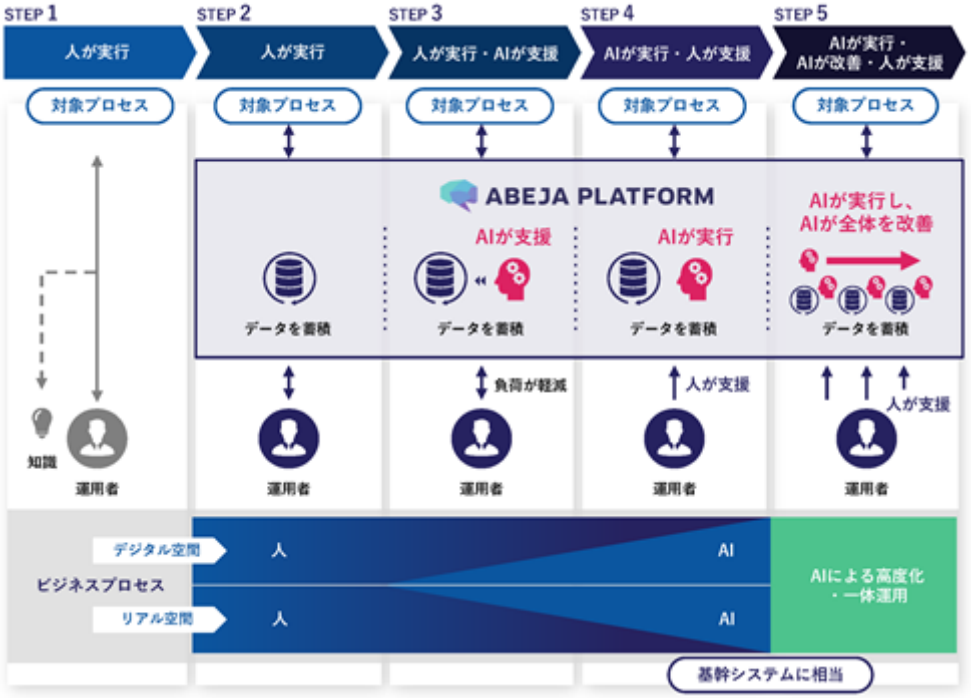
当社は、大規模な汎用基盤モデルの開発そのものを競うのではなく、各社のモデルの進化をこの構成を通じて顧客の業務に取り込んでおります。これにより、特定のモデルの陳腐化による影響を抑えつつ、モデルの性能向上や選択肢の拡大を、ABEJA Platform上での業務の高度化、適用範囲の拡大及び利用コストの低減として顧客に還元しております。

② 人とAIの協調による業務の実行・高度化

ABEJA Platformは、AIの不確実性を前提に、人とAIが役割を分担して業務を実行するHuman in the Loopの仕組みを備えております。業務の特性やリスクに応じて、実行前や処理途中の必要な場面に、人による確認・判断のポイントや承認手続を設け、重要な判断を人の統制下に置いたままAIを業務に組み込んでおります。

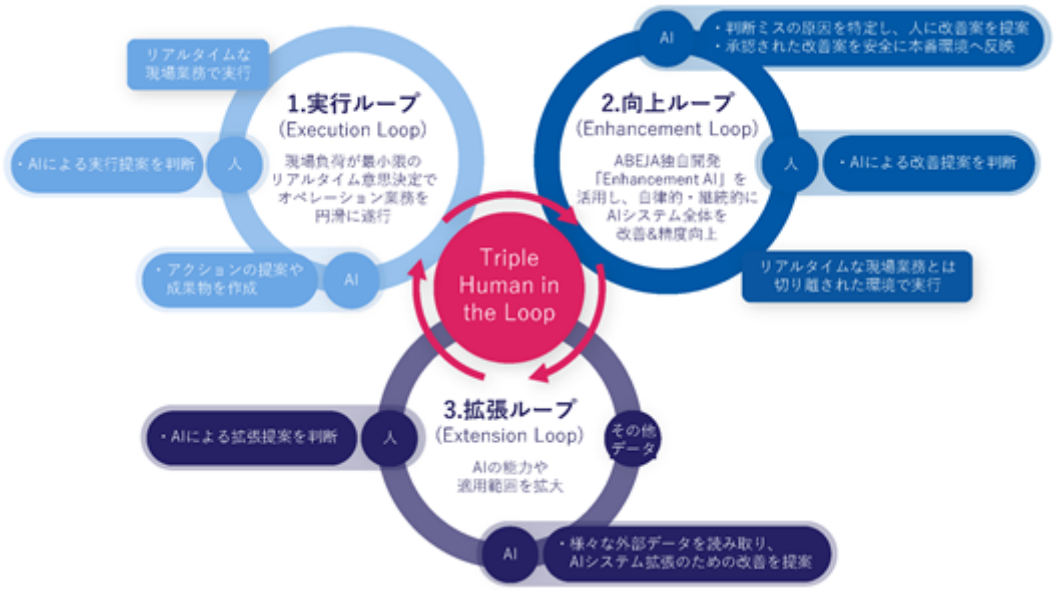
人とAIが相互に補完しながら業務を実行する過程で、人の判断や運用ノウハウをデータとして蓄積し、AIの支援・実行内容の改善に活用しております。人の関与を安全性の確保だけでなく、業務を継続しながらAIシステムを高度化する仕組みとして組み込んでおります。

図４：人とAIの役割分担と業務の高度化



さらに、この仕組みを発展させ、業務の「実行」、AIシステムの「向上」、適用範囲の「拡張」の３つのループに、人とAIのフィードバックプロセスを組み込む「Triple Human in the Loop」を開発し、特許を出願しております。日常業務を実行するループと、実行環境から切り離して改善・拡張を進めるループを分け、それぞれに人の判断・承認を組み込む仕組みです。

図５：Triple Human in the Loop（開発・特許出願）



③　システム全体の管理・統制

AIを業務で安全に活用するためには、人とAIの役割分担に加え、データの取扱いや処理の流れをシステム全体で管理することが重要です。機能ごとに個別のサービスを組み合わせる構成では、データが複数のサービスをまたいで流れ、権限・設定・実行履歴の管理が分散しやすくなります。加えて、外部サービスでデータを処理する場合には、そのサービス内での保持・利用状況を、顧客側で直接把握・検証できないことがあります。

これに対し、ABEJA Platformは、データの保管・アクセス・利用から、AIによる処理、業務の実行・監視までを、一つの基盤内で完結できる構成にも対応しております。権限・設定・実行履歴を共通の仕組みで管理し、処理の経緯を追跡できるようにすることで、AIシステム全体を一貫した統制の下で運用できるようにしております。

さらに、ガードレール、稼働状況の監視、異常時の停止・復旧等の仕組みを組み合わせ、ミッションクリティカル業務に必要な安全性・信頼性を支えております。導入後も機能追加、セキュリティ更新及び構成変更を継続し、技術や業務の変化に対応しながら、安全性・信頼性の確保とAIシステムの高度化を図っております。

AIガバナンスの面では、AIマネジメントシステムに関する国際規格「ISO/IEC 42001」の認証に基づく組織的な管理体制を運用しております。あわせて、一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）のAIガバナンス第三者認証「C認証」を取得しております。ABEJA Platformによる技術的な統制と、AIの開発・提供・利用に関する組織的な管理を組み合わせ、ミッションクリティカル業務に求められる安全性・信頼性に対応しております。

④ 技術資産の蓄積と活用

当社は、研究開発、企業向けの実装・運用及び公的プロジェクトで得た汎用化可能な技術・知見を、ABEJA Platformの共通機能の拡充・改善に生かすとともに、他の顧客・業務にも活用できる設計・運用ノウハウとして当社に蓄積しております。こうした共通機能とノウハウを当社の技術資産として顧客業務への実装・運用に活用することで、共通部分を一から開発・統合する負担を抑え、顧客固有の要件への対応に注力しております。この蓄積と活用を重ねることで、対応可能な業務を広げ、導入・運用の効率、品質及び安定性を継続的に高めております。

（4）Physical AIへの取組み

当社は、Physical AIを次の成長の柱と位置付けております。

この領域では、データ基盤の構築、現場の業務に応じたAIモデルの開発・学習・評価、機器や業務システムとの接続・統合及び現場への実装に取り組んでおります。データ基盤の構築にあたっては、これまでのAI実装・運用で培った能力を活用し、ロボットやセンサー等の現場データを収集・整備して、AIが学習・利用できる形に標準化・品質管理しております。実装にあたっては、現場で求められる性能、安全性及び運用条件を踏まえ、システム全体の評価を行うとともに、導入後の監視・更新・改善を支える仕組みの整備を進めております。

Physical AIに関連するソフトウェアもABEJA Platform上で開発・実装しており、デジタル空間の情報処理と現場作業を一連の業務として扱い、運用・改善するための機能を拡充しております。

研究開発・社会実装の推進にあたっては、一般社団法人AIロボット協会（AIRoA）や企業・大学等と連携する公的プロジェクトに参画するとともに、顧客企業との共同開発・実証・実装を進めております。この領域では既に売上を計上しており、今後も適用業務と提供範囲を広げ、事業の拡大を進めてまいります。

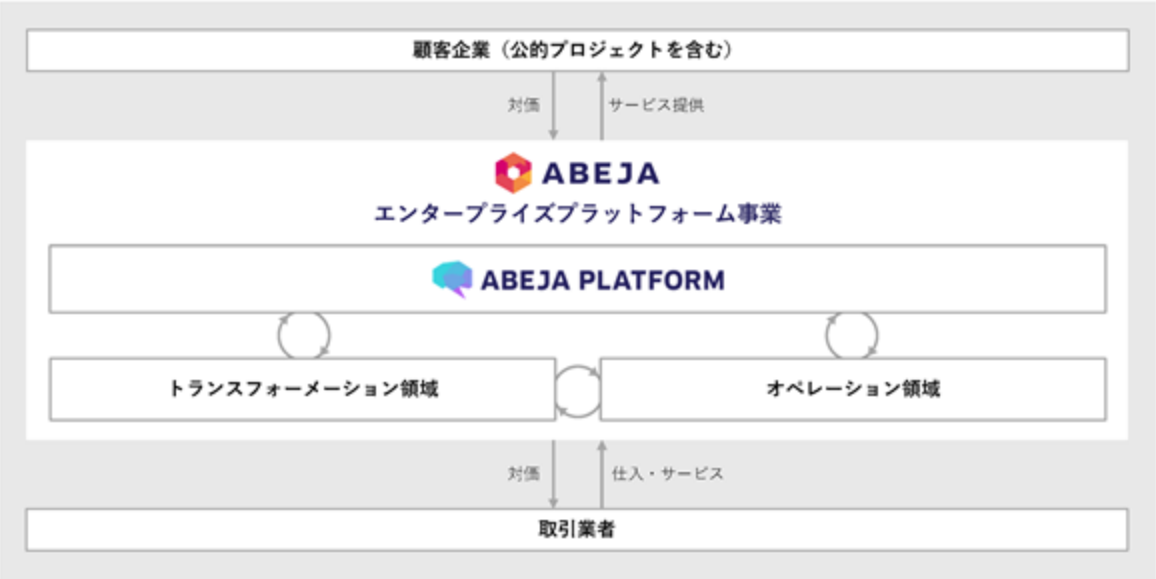
（5）データ主権への対応と海外展開

国内外において、機密情報や個人情報の保護に加え、経済安全保障の観点から、データ主権（データの保管場所や利用方法を自ら管理・統制する考え方）への対応が重視されております。データの保管・処理の所在地や適用される法制度を踏まえ、データへのアクセス及び利用を適切に統制することが求められております。

当社は、ABEJA Platformを基盤に、顧客の利用環境やデータの取扱いに関する要件に応じた設計・実装を行っております。外部サービスにデータを預けず、顧客の管理下で保管・処理する構成にも対応しております。こうした利用環境への対応とデータの一元管理を通じて、機密性の高いデータを扱う業務でのAI活用を支えております。

こうした対応力と国内で培ったAIの実装・運用ノウハウを生かし、シンガポール子会社ABEJA GLOBAL PTE. LTD.を拠点に、ASEAN地域におけるパートナーシップの構築及び案件開発を進めております。

［事業系統図］


顧客企業（公的プロジェクトを含む）
対価
サービス提供
ABEJA
エンタープライズプラットフォーム事業
ABEJA PLATFORM
トランスフォーメーション領域
オペレーション領域
対価
仕入・サービス
取引業者

用語集

用語	内容
デジタルトランスフォーメーション（DX）	データとデジタル技術を活用することで製品・サービス・ビジネスモデルの変革を行い、新たな競争優位性を作り出すこと。
人工知能（Artificial Intelligence/AI）	学習、推論、認識、判断等の、人の知的な作業を行うコンピュータシステムや技術の総称。
機械学習（Machine Learning/ML）	コンピュータがデータからルールやパターンを学習し、それに基づいて分類や予測等を行う技術・手法の総称。
ディープラーニング（深層学習、Deep Learning/DL）	機械学習の一種。人間の脳神経回路を模したニューラルネットワークを多層にしたアルゴリズムの総称。
生成AI（Generative AI）	学習データをもとに、テキスト、画像、音声、動画などコンテンツを生成するAI（人工知能）のこと。
基盤モデル（ファンデーションモデル／Foundation Model）	幅広いデータを用いて学習され、様々な用途に利用・適応できるAIモデル。大規模言語モデル（LLM）等が含まれる。
大規模言語モデル（Large Language Model/LLM）	大量のテキスト等を用いて学習し、文章の生成、要約、翻訳等の言語処理に用いられる大規模なAIモデル。
Agentic AI（エージェント型AI/AIエージェント）	目標を理解し、計画を立て、複数の行動を組み合わせて実行するAI（人工知能）のこと。
バーティカルAI	特定の産業や業務に固有のデータ・知識・要件に対応するために開発・調整されたAIのこと。
Physical AI（フィジカルAI）	ロボット、自動運転車、産業機械等の物理的な機器と組み合わされ、センサー等を通じて物理世界を知覚し、推論・計画を行ったうえで行動するAI（人工知能）のこと。
VLAモデル（Vision-Language-Action Model）	視覚（Vision）及び言語（Language）の情報を統合し、ロボット等の動作（Action）を生成するAIモデル。
VTLAモデル（Vision-Tactile-Language-Action Model）	VLAモデルに触覚（Tactile）の情報を加え、視覚、触覚及び言語の情報を統合してロボット等の動作を生成するAIモデル。
AIシステム	AI技術を活用し、データの分析、予測、判断、コンテンツの生成、業務処理の実行、機器の制御等を行うシステムの総称。
EMS（Electronics Manufacturing Service）	電子機器をはじめとした他社の製品の製造等を請け負うサービスのこと。EMSは、規模の経済を働かせて製造コストを抑えるモデルとして拡大し、請け負う製品領域が多様化しているほか、製造のみならず設計、保守運用にも拡がりを見せている。
AIDE（AI ready Deployed Engineer）	当社が独自に定義する職種。顧客の業務現場に入り込み、AIの活用を前提として業務プロセス全体を捉え直し、業務のあり方そのものの再設計から、システムへの実装及び導入後の継続的な改善までを、業務と技術の双方の観点から担う技術者のこと。
Human in the Loop（HITL）	人とAIが協調して業務を実行し、その過程で必要となる場面に、人による確認・判断・承認等を組み込む仕組み。人の判断や運用ノウハウをAIの改善にも活用する。
データコネクタ	データベースや業務システム等と接続し、必要なデータを取得・連携するためのソフトウェアや機能。
MCP（Model Context Protocol）	AIアプリケーションを外部のデータソースやツールに接続するための共通の接続仕様。
RAG（Retrieval-Augmented Generation）	文書やデータベース等から質問に関連する情報を検索し、その情報を参照してLLMが回答を生成する手法。
ガードレール	AIの入力・出力や処理の実行を、定められた条件・ルールに照らして確認・制限し、不適切な出力や動作のリスクを抑える技術的な仕組み。

用語	内容
コンフィグレーション	システムを利用目的や環境に応じて動作させるための構成・設定、又はその設定を行うこと。
データ主権	データの保管場所、利用方法、アクセス権限等を自ら管理・統制する考え方。データの保管・処理の所在地や適用される法制度を踏まえた対応を含む。
AIガバナンス	AIの開発・提供・利用に伴うリスクを管理し、安全性、信頼性、説明責任等を確保するための方針、責任分担、運用・監視等の仕組み。技術的な対策と組織的な管理を含む。
ISO/IEC 42001	国際標準化機構（ISO）及び国際電気標準会議（IEC）が2023年12月に発行した、AIマネジメントシステム（AIMS）に関する国際規格。AIを開発、提供又は利用する組織に対し、AIに関するリスク及び機会を管理し、AIを適切に運用するためのマネジメントシステムの構築、運用、維持及び継続的改善に関する要求事項を定めている。
C認証 （AI Governance Core Certification）	一般社団法人日本ディープラーニング協会（JDLA）が、企業・自治体等におけるAIガバナンス体制を審査・認証する第三者認証制度。利用するAIの把握、リスク対応組織の設置、リスクアセスメント及びリスク対応等、AIを安全かつ継続的に活用するために必要な中核的事項を対象とする。

４【関係会社の状況】

名称	住所	資本金（百万円）	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（%）	関係内容
（その他の関係会社の親会社） SOMPOホールディングス株式会社（注）	東京都新宿区	100,045	保険持株会社	被所有 間接16.91	業務提携
（その他の関係会社） SOMPO Light Vortex株式会社	東京都新宿区	18,898	デジタル関連事業	被所有 直接16.91	業務提携 役員の受入（１名）

（注）有価証券報告書の提出会社であります。

第２【事業の状況】

１【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

（１）経営方針

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、テクノロジーの産業界への社会実装を支援することにより、産業横断的なイノベーションを創出し、社会に貢献し続けることを目指しております。どのような素晴らしいテクノロジーであっても、それが社会に実装されていない場合は価値を見出すことはできない、という背景に基づいております。

そのため、当社は「テクノプレナーシップ」（進化するテクノロジーを用いて（Technology）、どのような社会を実現していくかを問い続ける姿勢（Liberal Arts）、そしてこの円環を推進する力（Entrepreneurship）の造語）を行動精神とし、「テクノロジーの力で次世代基盤を築く」というミッション、「イノベーションで世界を変える」というビジョンのもと、事業活動に取り組んでおり、これらの活動が企業価値の最大化につながると考えております。

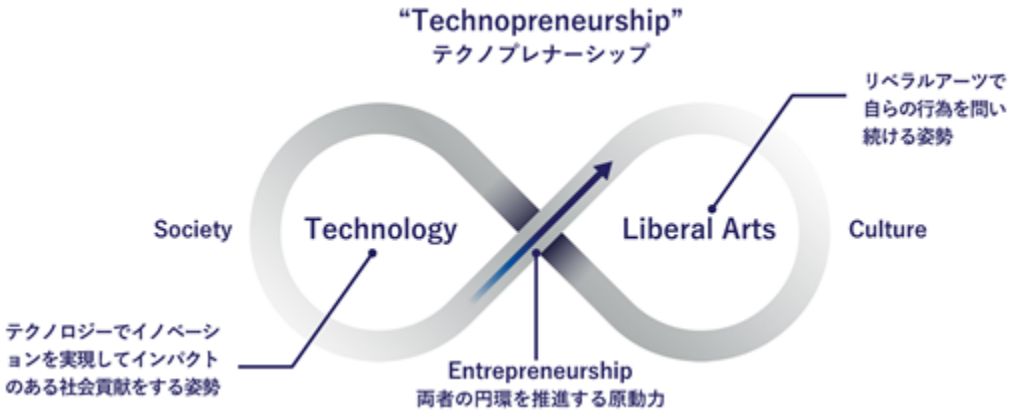


図１：テクノプレナーシップ概念図

（２）経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は中長期的な企業価値の向上を図るため、エンタープライズプラットフォーム事業における「トランスフォーメーション領域」、「オペレーション領域」のビジネスを成長させるとともに、２領域で得た知見を事業基盤であるABEJA Platformに蓄積し、継続的に強化・発展するサイクルを形成することが重要と考えております。このため、当社は顧客支援の総量である売上高、当社事業の基盤となるABEJA Platformの活用を示すABEJA Platform関連売上比率、安定的な収益獲得を示す継続顧客からの売上比率、当社の収益力を示す営業利益を重要な指標としております。

（３）経営環境

当社を取り巻く事業環境においては、人手不足、生産性の向上及び技能継承への対応を背景に、AIを活用した業務変革への需要が広がっております。Generative AI（生成AI）、特に大規模言語モデル（Large Language Model：LLM）の普及を契機としたファンデーションモデル（基盤モデル）の活用は、個別作業の支援から企業の中核業務への組込みへと進展しており、複数の処理を組み合わせて業務を支援・実行するAgentic AI（エージェント型AI、AIエージェント）の活用も進んでおります。こうした中、企業におけるAI活用の焦点は、導入の有無から、AIを業務プロセスに定着させ、安全性及び信頼性を確保しながら継続的な成果と投資効果を生み出せるかへ移りつつあります。一方、活用の段階は企業や業務によって異なり、個々の作業の効率化を業務プロセス全体の変革へつなげることが重要となっております。

AIの性能向上と選択肢の拡大は、従来は対応が難しかった業務への適用や、用途に応じた性能とコストの最適化を可能にしております。しかし、AIの性能が向上しても、データ基盤やAIによる分析・判断・提案が実際の業務から分断されたままでは、企業固有の業務に定着し、継続的な成果を生み出すことは困難です。AIによる分析・判断・提案を実際の意思決定や行動につなげるためには、企業データ及び既存システムとの接続に加え、業務ルール、権限・承認、記録・監査及び例外処理を一体として設計・運用する必要があります。

特に、業務の停止や誤判断が事業継続等に大きな影響を及ぼすミッションクリティカル業務では、業務特性を踏まえた設計、機密性の高いデータの取扱い、人とAIの役割分担、評価・ガードレール、利用環境に応じた安全なシステムの導入及び継続運用が必要となります。このような領域では、AI単体の性能だけでなく、技術、業

務、運用及びガバナンスを統合して実装する能力が、提供事業者を選定するうえで重要な要素になると考えられます。AIの進化に伴って適用可能な業務が広がるほど、こうした実装・運用能力の重要性も高まるものと認識しております。

また、AIによる認識・判断をロボットや設備の動作につなげるPhysical AI（フィジカルAI）については、製造、物流等の現場で開発・実証が具体化し、AIの適用領域がデジタル空間からリアル空間のフィールドオペレーションへ広がっております。その実用化には、対象となる現場や作業に適合したデータの収集・整備が必要です。また、実環境だけでは十分なデータの収集や反復的な検証が難しい場合もあるため、仮想環境を活用した学習・評価も重要となります。さらに、AI、ソフトウェア、機器及び業務システムを一体として機能させ、現場の状況に応じて制御するとともに、機器・設備を含むシステム全体の性能及び安全性を確保することが求められます。このため、AIや機器の開発に加え、データの管理、学習・評価、現場への導入及び継続運用を一体として支える基盤と仕組みが重要になると認識しております。

国内では、2026年７月に閣議決定された人工知能基本計画において、社会・産業におけるAI実装能力の強化と、産業・業務に特化したバーティカルAI及びPhysical AIの社会実装が重視されております。また、特定の国や企業への過度な依存を避け、必要なAIを主体的に選択し、継続して運用できる基盤の確保も重要な方向性として示されております。こうした政策の下、研究開発、データ基盤の整備及び業務・現場への実装に係る官民の取組みが進んでおり、当社の技術及び実装・運用ノウハウを活用できる事業機会が広がっていると捉えております。

これらの動きとともに、機密情報や個人情報の保護、AIの判断・実行に関する説明責任及び安全性への対応が重要となっております。国内外でデータ主権が重視される中、データの保管・処理の所在地や適用される法制度を踏まえ、データへのアクセス及び利用を適切に統制することが求められております。また、AIが担う判断や実行の範囲が広がる中、AIの適用範囲及び責任分担を定め、必要な場面で人が確認・介入できる仕組みを設けるとともに、運用状況を継続的に評価、監視及び見直すことが必要となります。このため、技術的な対策と組織的な管理を組み合わせたAIガバナンスへの要請が高まっていると認識しております。

競争環境については、コンサルティングファームやシステムインテグレータに加え、汎用的なAIサービス、クラウド・AIサービス提供事業者及び業界特化型サービス等も、顧客にとっての選択肢となっております。AIや関連サービスの選択肢が拡大する一方、企業固有のデータ、既存システム及び業務プロセスへ接続し、必要な統制の下で継続運用できる形に実装する能力が、競争上ますます重要になると考えております。当社は、このような環境変化を、ABEJA Platformを中核とするAIシステムの実装・運用支援の事業機会と捉えております。

（４）経営戦略

当社は、上記の経営環境を踏まえ、ミッションクリティカル業務へのAI実装を重点領域としております。AI単体の性能のみを競争軸とするのではなく、ABEJA Platformと顧客業務を理解する人材を組み合わせ、用途及びリスクに応じて適切なAIを選択し、顧客のデータ、既存システム及び業務プロセスへ接続したうえで、必要な統制の下で本番運用する能力を競争力と位置付けております。

この方針の下、企業向け案件と公的プロジェクトを両輪として推進し、顧客の中核業務へのAIの導入及び運用をABEJA Platform上で支え、安定的な利用と継続的な成果創出につなげてまいります。また、各案件を通じて蓄積する知見をABEJA Platform及び提供方法の改善に反映し、次の顧客・業務へ展開するとともに、これらの基盤をPhysical AI及び海外を含む新たな領域へ広げることで、中長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

① 中核業務へのAI実装の深化と顧客価値の実現

当社は、顧客の経営課題及び業務特性を踏まえ、AIの活用を前提とした業務プロセスの設計から、システムの構築、本番運用及び継続的な改善までを一貫して支援し、AIの導入を安定的な利用と継続的な成果創出につなげてまいります。

新規顧客については、これまでの実装実績、研究開発成果並びに業界及び業務に関する知見を活用し、顧客の重要な業務課題に対するAI実装機会を開拓してまいります。既存顧客については、AIの利用定着及び成果創出を支援し、顧客の課題や技術の変化に応じて、新たな業務への適用及び既存業務の高度化を進めることで、個別業務から複数部門又は全社的な活用へと適用範囲を段階的に拡大してまいります。これらを通じて顧客との長期的な関係を強化し、ABEJA Platformの利用拡大及び継続的な収益基盤の強化を図ってまいります。

② ABEJA Platform及び研究開発の高度化

ABEJA Platformは、顧客の業務及び現場において、データ、意思決定及びオペレーションを一体的に扱い、デジタル・リアル空間のオペレーションの高度化を支える実装基盤です。

当社は、特定のAIに固定されることなく、用途及びリスクに応じて自社又は外部のAIを選択し、組み合わせ、又は切り替えることができる構成を維持し、技術の進化を顧客への提供価値の向上につなげてまいります。また、顧客の利用環境、並びにデータ主権及びAI主権に関する要請に対応し、安全かつ継続的に運用できる基盤の高度化を進めてまいります。

研究開発及び各案件を通じて蓄積した汎用化可能な技術・実装・運用上の知見を、ABEJA Platformの共通機能及び提供方法の改善に反映し、AI導入の迅速化、品質の向上及び適用領域の拡大につなげてまいります。

③　公的プロジェクトを通じた事業拡大と技術・実装力の強化

当社は、国のAI政策の重点領域と当社の提供領域が重なる機会を捉え、公的プロジェクトへの取組みを拡大してまいります。公的プロジェクトを、高度な研究開発及び社会実装を通じて当社の技術・実装・運用力を高める場と位置付け、参画案件を着実に遂行してまいります。

また、公的プロジェクトを通じて蓄積した技術及び実装に関する知見を、ABEJA Platform及び企業向けサービスの高度化に活用してまいります。

④　Physical AIの実装拡大

当社は、デジタル空間で培ったAIの実装・運用技術をリアル空間へ展開し、Physical AIを次の成長領域として育成してまいります。

Physical AIについては、開発・実証にとどまらず、現場データの収集・整備、AIの学習・評価、業務システム及び機器との接続・統合、実環境における検証、本番運用への移行並びに運用後の監視・更新・改善までを一体として扱う基盤及び運用の仕組みの構築を進めてまいります。一般社団法人AIロボット協会（AIRoA）、ロボットメーカー、大学等との連携及び個別顧客との開発・実証を通じ、対象となる現場や業務に必要な性能、安全性及び運用条件を確認しながら、製造、物流等の現場への適用を段階的に拡大してまいります。

⑤　海外展開及びM&A等による事業機会の拡大

当社は、国内で培ったミッションクリティカル業務へのAI実装・運用ノウハウを生かし、シンガポールを起点としてASEAN地域への事業展開を進めてまいります。

現地企業、大学、研究機関及び政府機関等との連携を通じ、各国の法制度、データの取扱い及び顧客のセキュリティ要件を踏まえた事業開発を推進し、現地の需要及び事業の進捗に応じて、顧客支援に必要な機能を段階的に整備してまいります。

また、M&A及び資本業務提携等も活用し、技術、専門人材及び顧客基盤の強化を図ってまいります。AIガバナンス等の専門性を取り込み、当社の対応領域及び提供価値を拡充することで、既存事業の成長加速と新たな事業機会の獲得につなげてまいります。

（５）優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社は、上記の経営環境及び経営戦略を踏まえ、持続的な事業成長を支えるため、以下の課題に優先的に対処してまいります。

①　人材の採用・定着・育成

事業規模及びAIの適用領域の拡大に対応するためには、AI技術に関する専門性に加え、顧客業務への理解、システムの設計・実装、プロジェクト管理及び品質管理の能力を有するAI ready Deployed Engineer（AIDE）人材の確保が必要であると考えております。多様な経歴・専門性を持つ「テクノプレナー人材」の採用を進めるとともに、入社後の定着支援、実務を通じた育成及び自己研鑽を支援する環境の整備に取り組んでまいります。また、組織の拡大に対応するマネジメント人材を育成し、各人が専門性を発揮しながら継続して活躍できる組織づくりを進めてまいります。

②　顧客基盤の拡大・深耕

当社の持続的な成長に向けては、顧客がAIを安定的に利用し、継続的な成果を生み出せるよう支援することで、顧客との長期的な関係を構築・強化することが重要であると考えております。

このため、顧客の経営課題及び業務特性への理解を深め、AIの導入から安定的な運用及び継続的な改善まで、各段階における支援の質を高め、既存顧客との継続的な取引につなげてまいります。また、取組事例や研究開発成果の発信、広報活動等を通じて当社の認知度を高め、新規顧客の獲得を進めてまいります。

③　AIシステムの信頼性確保及びAIガバナンスの強化

AIシステムを顧客の重要業務で継続的に利用するためには、AIの出力の正確性及び適切性、情報セキュリティ、プライバシー、安定運用並びに説明責任を確保することが重要です。また、利用するAI、データ及び対象業務の変化に応じて、AIの適用範囲、人が判断・介入すべき場面及び運用上の管理方法を継続的に評価・監視し、見直す必要があります。

当社は、ABEJA Platformにおいて、データ、権限及び実行履歴を一元的に管理するとともに、人による確認・介入、ガードレール及び稼働状況の監視等を組み合わせ、業務の重要性及び利用環境に応じた技術的な統制を行っております。また、当社は、AIマネジメントシステムに関する国際規格であるISO/IEC 42001の認証を取得しており、同規格に基づく組織的な管理体制を運用しております。加えて、ISMS認証（ISO/IEC 27001）及びプライバシーマークを取得しております。

これらの技術的な統制と組織的な管理の両面から、顧客の重要業務へのAI実装を支援するとともに、技術及び利用環境の変化を踏まえ、継続的な見直し及び改善に取り組んでまいります。

④　内部管理体制の強化

当社は、事業規模の拡大及び事業運営の複雑化に対応し、業務運営の効率性と経営の健全性・透明性を確保するため、内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。

このため、コーポレート機能を充実させ、権限と責任を明確にするとともに、重要事項に係る意思決定・報告体制を整備し、リスク管理及び内部統制の実効性向上を図ってまいります。あわせて、海外子会社を含むグループ管理を適切に行い、M&A等に伴う事業・組織の統合及び国内外の関係法令等への対応を進め、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

⑤　成長投資と健全な財務基盤

当社は、中長期的な成長に向け、人材の採用・育成、LLM及びPhysical AIの研究開発並びにABEJA Platformの高度化等への投資を継続してまいります。事業の進捗及び成長機会を踏まえて経営資源を適切に配分し、成長投資と収益性のバランスを図ってまいります。

また、事業拡大、研究開発、M&A及び海外展開等に必要な資金を安定的に確保するため、資金需要を適切に把握し、手元流動性及び財務の健全性を維持してまいります。必要に応じて多様な資金調達手法を検討し、持続的な成長を支える財務運営を行ってまいります。

２【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取り組みは、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、「テクノプレナーシップ」（「第２　事業の状況　１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等　（１）経営方針」参照）の行動精神に基づき、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援等の事業活動を通じて、顧客企業のSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成への取り組みに貢献してまいりました。SDGsが示す17の目標のうち、当社のサービスが利用されている主な項目は以下のとおりです（図１）。



図１：当社のサービスが利用されているSDGsの項目と具体的な事例

当社は、引き続き事業活動を通じたSDGsへの貢献を進めるとともに、以下の取り組み等により、さらなる提供価値の向上と当社の持続的な成長を図ってまいります。

（１）ガバナンス及びリスク管理

当社では、サステナビリティに関する事項を含む全社的なコンプライアンス及びリスク管理について、代表取締役ＣＥＯを議長とするコンプライアンス・リスク管理委員会で整理、確認等を行っております。

また、社会課題の解決にAIが寄与する一方、情報管理やプライバシー等の問題も指摘されるようになっている現状を踏まえ、当社では、AIに関する課題について外部の有識者が倫理、法務的観点から協議する委員会「Ethical Approach to AI（EAA）」を設置し、委員からの意見や知見を、経営や事業へ反映できるよう努めております。

なお、当社のリスク管理体制の詳細については、「第４　提出会社の状況　４　コーポレート・ガバナンスの状況等　（１）コーポレート・ガバナンスの概要」の「②企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」及び「③企業統治に関するその他の事項　ａ　内部統制システムの整備の状況」もご参照ください。また、当社のリスク管理の詳細は、「第２　事業の状況　３　事業等のリスク　（２）事業体制に関するリスク」に記載のとおりであります。

（２）人的資本に関する戦略

当社は持続的な成長にあたり、市場の拡大や顧客ニーズの多様化に迅速に対応していくため、「テクノプレナーシップ」の行動精神を体現する「テクノプレナー人材」（テクノロジーを使ってビジネスにイノベーションをもたらす人材）を継続的に創出していくことが必要であると考えております。

その実現に向けて、高い意欲を持つ多様性に富んだ優秀な人材の採用を行い、入社後に活躍できるよう定着や育成に関する様々な施策に取り組んでおります。

①　採用

性別、年齢、国籍、新卒や中途採用等による区別なく、当社の企業理念や事業内容に共感し、多様な経験や価値観を有する優秀な人材を獲得するため、人材紹介や各種採用媒体等を通じた採用のほか、従業員からの紹介によるリファラル採用やインターンシップの受入れに取り組む等、積極的な採用活動を行っております。

あわせて、当社のカルチャーや魅力をより理解してもらうために、従業員のインタビュー記事や従業員が執筆する技術関連の記事の発信等にも取り組んでおります。

②　定着

働きやすく自己研鑽できる環境や、入社直後からモチベーション高く活躍できる仕組みを構築し、人材の定着に取り組んでおります。以下の施策以外にも、従業員持株会を設けており、同制度の運用の一環として奨励金を支給しております。これにより、従業員の財産形成の支援と、自社株保有を通じた会社への関心・エンゲージメント向上を図っております。

ａ．働き方

各自のライフステージやライフプランに合わせた多様な働き方を実現するため、テレワークやフレックスタイム制度を導入し、地方在住を含むハイブリッドな働き方を選択することができる環境を整備しております。また、従業員の心身のリフレッシュを目的として、連続の休暇取得者に対して手当を支給する制度を設けております。

ｂ．コミュニケーション

入社者への施策として、所属部署外に入社後のサポーターとして社内情報共有や関係者とつなげる役割等を持つメンバーを据える制度や、入社者と所属部署や全社との関係構築を目的とした支援（飲食費補助等）等、社内交流を促進する様々な仕組みを用意しております。あわせて全社施策として、当社の行動精神を体現するメンバーの表彰制度や、従業員がプレゼンターとなり、開発中の自社サービスや新技術等、様々なテーマについて自由に話し、学びあう「ABECON」等の取り組みを行っております。

ｃ．人事評価制度

各自が担う職務役割の期待等を基にしたミッショングレード制を採用しており、客観的な評価や柔軟な人材任用を可能としております。また、半期ごとの目標に対しての達成結果によるパフォーマンス評価、当社の行動精神に関する360度多面評価を運用し、そのすべての結果を総合することによって適切な人事評価を行っております。

③　育成

一人ひとりの成長が、企業理念の実現や当社の持続的な成長につながると認識しており、テクノプレナー人材の創出に繋がる仕組みや自発的な成長を支援する制度等の構築に取り組んでおります。

ａ．成長支援に関する取組み

自発的な学習や新技術に関するキャッチアップを支援するため、各自の成長やミッション遂行に必要となる書籍代やオンライン講座受講料等を支援するほか、新しい技術やサービスの検証を促進するための取り組みを行っております。

ｂ．人材プロデュース会議

メンバーのキャリアビジョン、現時点のスキルや取り組み状況等をもとに、マネージャ以上が中長期的な視点から成長支援の方針や具体的な方策を議論し、その結果をプロデューサーとしてコミットして推進しております。

（３）人的資本に関する指標及び目標

①　採用

採用活動としては、以下の指標をモニタリングしております。

・従業員数
・男性従業員比率
・女性従業員比率
・外国籍従業員比率
・新卒採用数

②　定着

現時点では、以下の指標をモニタリングしております。

将来的には、ミッションへの共感や理解度、働きやすさ等に関するエンゲージメントサーベイの結果を指標とすることについても検討してまいります。

・平均年齢
・平均勤続年数
・平均年間給与
・有給休暇取得率
・男性労働者の育児休業取得率

③　育成

現時点では具体的な指標を設定しておりませんが、育成に関する取り組みについても、組織や従業員の状況を把握し会社の取り組みに反映していくため、関係するエンゲージメントサーベイの結果を指標とすることを検討してまいります。

各指標の状況は下表のとおりであります。

以下の指標をモニタリングするとともに、人的資本に関する戦略を踏まえ、各数値の維持又は改善を図ってまいります。

項目	指標			
	2023年8月期	2024年8月期	2025年8月期	2026年8月期
従業員数（人）	103	125	133	140
男性従業員比率（%）	89.3	89.6	88.0	88.6
女性従業員比率（%）	10.7	10.4	12.0	11.4
外国籍従業員比率（%）	2.9	1.6	1.5	2.1
新卒採用数（人）	2	4	4	6
平均年齢（歳）	36.1	36.5	36.7	36.4
平均勤続年数（年）	2.4	2.5	2.7	2.7
平均年間給与（千円）	8,879	9,062	9,527	9,585
有給休暇取得率（%）（注）	66.7	78.4	75.5	75.1
男性労働者の育児休業取得率（%）	25.0	80.0	75.0	83.3

（注）「有給休暇取得率」は、次の式により計算しております。
対象事業年度の取得日数合計÷対象事業年度の付与日数合計×100

３【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。また、リスクの発生可能性、発生時期及び影響度についても、当社が判断したものであり不確実性を内包しているため、実際の結果と異なる可能性があります。

（１）事業環境に関するリスク

① デジタルトランスフォーメーション関連市場、AI市場の動向（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

今後、多様な産業においてデジタルトランスフォーメーションへの取り組み、AI導入が一層進展し、当社事業が属する市場は拡大を続けるものと見込んでおります。当社では、市場の動向を調査し、その兆候を経営に反映させるとともに、顧客基盤の拡充を図っております。しかしながら、景気動向や他の新技術への投資の影響により市場の成長ペースが大きく鈍化し、又は未成熟な市場への新規参入の増加等によって価格競争が激化する可能性があります。また、他社の製品・サービスにおけるAIの誤作動、不適切な利用又は情報漏洩等を契機として、AIの安全性・信頼性に対する社会的な懸念が高まった場合には、当社のサービスに問題が生じていない場合であっても、顧客によるAIの導入や利用拡大が延期・縮小されるおそれがあります。こうした市場環境の変化により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合環境（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社が提供している関連サービスについては、他業種大手企業から高度に専門化した新興企業に至るまで、様々な企業による新規参入が多く見受けられ、類似のサービスを提供している会社も複数存在しております。これらの会社が当社と同様のサービスへ参入し競争が激化した場合は、当社の期待どおりに顧客を獲得・維持できないことも考えられます。当社は、早い段階から「ABEJA Platform」への戦略的な投資を実行し、AI導入実績について他社に先駆けて積み上げることによって、他社との差別化・競争優位性の確立に努めておりますが、他社との競合環境の変化によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 技術・ビジネスモデルへの対応（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：大）

当社が事業を展開しているデジタルトランスフォーメーション関連産業は、市場が未成熟であり、グローバル市場において技術革新のスピードやビジネスモデルの移り変わりが早いため、当社では新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。しかしながら、今後何らかの事由によって当社が市場の動向に適した技術やビジネスモデルを創出できない場合、当社のサービスが市場での競争力を失い、顧客の維持・獲得が困難になる可能性があります。その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 当社のビジネスモデルについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

顧客企業に対してABEJA Platformの導入やインテグレーション（システム連携や実際の現場への施工）を行う場合、顧客企業の現行システムの状況などによってプロジェクトの進捗が遅延する可能性があります。当社では、ABEJA Platformの導入やインテグレーションを簡易化する追加機能開発、コンサルティングフレームワークの充実により、負荷を軽減する取り組みを行っておりますが、当社の想定を上回る数の顧客企業で遅延が生じ、又は導入に想定以上の期間を要する可能性があります。また、導入後に顧客の業務へのAIの定着や期待される効果の実現が十分に進まない場合、又は顧客の投資方針等が変更された場合には、運用・改善に係る支援の継続や他の業務・部門への展開が当社の想定どおりに進まず、継続的な取引や追加受注が減少するおそれがあります。こうした導入の遅延や継続取引・追加受注の減少により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ AIシステムの出力・判断・実行の誤り等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、顧客のミッションクリティカル業務へのAIの実装・運用を支援しております。AIを利用するシステム（AIエージェントを含みます。）では、利用するデータやモデルの特性、業務・利用環境の変化等により、誤った出力・判断又は意図しない処理の実行等が生じる可能性があります。

当社は、ABEJA Platformにおけるデータ、権限及び実行履歴の管理、人による確認・介入、ガードレール及び稼働状況の監視等と、AIの開発・提供・利用に関する組織的な管理を組み合わせて対応しておりますが、これらのリスクを完全に排除することはできません。また、これらのリスクに伴う損害については、契約上の責任制限を設ける場合や保険に加入する場合であっても、責任制限の適用範囲や保険の補償範囲・限度額等によっては、当社が負担する損失を十分に限定又は補填できるとは限りません。リスクが顕在化し、顧客の業務に支障や損失

が生じた場合には、損害賠償請求、追加対応費用の発生、契約の解除・縮小又は信用低下等を通じて、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　Physical AIの社会実装について（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社はPhysical AIを戦略領域として推進しています。リアル空間での社会実装に際しては、実際の使用環境に応じた性能・安全性の確保、機器・設備との接続及び制御、情報系・制御系のセキュリティ、調達・保守、人材・体制等の要因により、立上げ遅延・追加コスト・一時的な運用停止が生じるおそれがあります。また、AIと機器・設備の連携における性能不足や誤作動等により、人身又は財産への被害が生じた場合には、当社の提供内容、関係法令及び契約内容等に応じ、損害賠償請求、追加対応費用又は信用低下等が生じる可能性があります。当社は受入基準の標準化、責任分界の明確化、監視・冗長化、体制強化等により低減を図ってまいりますが、これらの要因が顕在化した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　事業の拡大について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社では、今後の成長機会の創出に向けて、既存の顧客企業及び見込み顧客企業のニーズを前提とした新機能の開発等を実施しております。また、収益源の多角化の観点から、現在の事業領域と異なる分野にも進出する可能性があります。当社では、収益見通しを吟味した上でこれらの取り組みについて進めておりますが、開発遅延や、現在の事業領域と異なる分野に進出した場合において、当該分野における収益化が進まない場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、非連続的な成長を含む自社の成長のため、M＆Aや資本業務提携は有効な手段の一つと考えております。M＆Aや資本業務提携の実施にあたっては、対象企業の財務内容や契約関係等について事前調査を行い、リスクを検討した上で進めてまいりますが、対象企業における偶発債務の発生や未認識債務の判明など事前の調査によって把握できなかった問題が生じた場合や、事業計画が予定どおり進捗しない場合には、株式やのれんの減損処理を行う等、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、協業を目的として保有する上場株式の市場価格が下落した場合には、当社の財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧　システム障害及び外部技術・サービスの利用について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社のサービスは、稼働環境を構成するサーバーや通信ネットワーク等に依存しているため、自然災害や事故等により通信ネットワークが遮断された場合や、システムへの一時的な過負荷によってサーバーが停止した場合には、サービスの提供が停止し、又は支障が生じる可能性があります。また、「ABEJA Platform」の運用にGCP（Google Cloud Platform）やAWS（Amazon Web Services）等のクラウドサービスを利用する場合には、当該クラウドサービスの障害等により、サービスの提供に支障が生じる可能性があります。さらに、現場側機器（ロボット・センサー・エッジ端末）や通信遮断等に起因する停止リスクが増える可能性があります。

当社としましては、利用環境に応じて、データのバックアップ、データセンターへの分散配置などによってトラブルへの備えをしておりますが、システムエラー、人為的な破壊行為、自然災害等やその他当社の想定していない事象の発生によりクラウドサービスやサーバー等の稼働が停止した場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカー等の侵入、その他の不具合によりシステム障害が生じた場合、一時的なサービス提供の停止及びそのことに伴う当社のサービスに対するレピュテーションの悪化や顧客からの損害賠償請求等につながる可能性があります。また、外部のAIモデル、ソフトウェア、API又はクラウドサービスの利用に関しては、提供者による価格、利用条件若しくは仕様の変更、利用制限又は提供終了等の影響を受ける場合があります。当社は用途に応じて自社又は外部のAIモデルを選択・切替できる構成としておりますが、提供条件の変更や代替技術への移行に際しては、利用費用の増加、再評価・システム改修等に要する時間・費用の負担又はサービス提供上の制約が生じるおそれがあります。これらの事象により、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　先行投資から得られる効果が期待どおりに実現しないリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社において、先行的に研究開発費、広告宣伝費、人件費を投下し、研究開発と顧客企業獲得を進めることが必要であります。今後も、収益性の向上に努めながらも、事業成長のための投資を継続する方針です。

しかしながら、予期せぬ経営環境の変化、追加開発の必要性やその他の理由により、これらの先行投資が想定どおりの成果につながらなかった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　大規模な自然災害等について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社は、有事に備えた危機管理体制の整備に努め対策を講じておりますが、台風、地震、津波等の自然災害が想定を大きく上回る規模で発生した場合、当社又は当社の取引先の事業活動に影響を及ぼし、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑪　政策及び公的機関の予算動向等について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、民間企業に対するAIの導入・活用支援に加え、官公庁、国立研究開発法人その他の公的機関が実施する研究開発事業やプロジェクトへの参画等を行っております。AI・生成AI、Agentic AI、Physical AI、その他の先端技術については、政府による産業競争力の強化、研究開発の促進、経済安全保障等に関する政策の推進を背景として、公的機関による研究開発及びAI活用に関する需要が拡大する可能性があります。

一方、公的機関におけるAIその他の先端技術に対する需要は、政府及び各公的機関の政策方針、研究開発方針、予算の規模及び配分等の影響を受けます。そのため、これらの政策若しくは方針の変更、予算の縮小若しくは配分の変更、入札・公募条件の変更、又は競合他社との競争の激化等により、当社が想定していた案件を獲得できない場合や、案件の規模、実施時期若しくは継続期間が想定と異なる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、これらの政策動向は民間企業におけるAI関連の投資意欲にも影響を及ぼし得ることから、政策の方向性が大きく変化した場合には、当社の民間企業向け事業の需要にも影響を及ぼす可能性があります。

加えて、公的機関が実施するプロジェクトについては、予算の成立、採択、契約締結及び補助金・助成金等の交付額の確定等の時期が当社の想定から変更となる可能性があり、これにより当社の収益の計上時期が変動する可能性があります。

当社では、公的機関とのプロジェクトを通じて蓄積した先端技術に関する研究開発成果及び知見をABEJA Platformその他のサービスに反映するとともに、幅広い業界の民間企業への展開を進めることで、特定の政策、予算又は顧客への依存を低減し、事業基盤の拡充に努めております。

⑫　海外展開に関するリスクについて（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、日本国内で培ってきたミッションクリティカルな業務へのAI実装に関する知見及びノウハウを活用し、海外における事業機会の拡大を図っております。その一環として、2026年９月にシンガポール共和国に当社100%出資の子会社ABEJA GLOBAL PTE. LTD.を設立いたしました。当該子会社をASEAN地域における事業展開の拠点と位置づけ、AI・Physical AI関連領域における事業開発並びに現地企業、大学・研究機関及び政府機関等との連携を推進していく方針であります。

海外展開にあたっては、人材の採用、拠点運営、事業開発その他の事業基盤の構築に係る先行投資が必要となる可能性があり、これらの投資が想定どおりの収益獲得につながらない、又は収益化までに相応の期間を要する可能性があります。また、各国・地域における法令・税制その他の各種規制、AI、データの取扱い及び個人情報保護等に関する規制の制定若しくは改定、経済情勢及び政治情勢の変化、言語、文化及び商慣習の違い、為替相場の変動等の影響を受ける可能性があります。加えて、海外事業の展開に必要な人材の確保が困難となる可能性や、各国・地域において競争力を有する企業との競争が激化する可能性があります。

当社では、海外子会社の適切な経営管理体制の構築、現地の企業・研究機関等との連携並びに市場動向及び法制度等の継続的な把握を通じて、これらのリスクの低減に努めてまいります。しかしながら、これらのリスクが顕在化した場合には、当社の海外における事業展開が計画どおり進捗しない可能性があり、当社の事業、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）事業体制に関するリスク

①　優秀な人材の確保及び育成（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社が今後更なる事業の拡大に対応するためには、優秀な人材の採用・育成が重要であります。具体的には、生成AI（特にLLM）のエンジニアやデータサイエンティストに加え、Physical AI関連の人材が必要であり、当社はこれらの人材の獲得・定着・育成に積極的に取り組んでおります。しかしながら、高度な技術を持つ人材の獲得競争は激化しており、事業規模の拡大に応じた社内における人材育成、外部からの優秀な人材の採用等が計画どおりに進まない場合や、人材の流出等により必要な人材を確保することができない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②　内部管理体制（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、企業価値の持続的な増大を図るためにはコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であるとの認識のもと、業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保、さらに法令遵守の徹底が必要と認識しております。そのため、当社では内部管理体制の強化に努めております。しかしながら、今後の事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③　特定の人物への依存（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の代表取締役ＣＥＯであります岡田陽介は、創業者であると同時に最高経営責任者として経営戦略、事業戦略等、当社の業務に関しての専門的な知識を有し、重要な役割を果たしております。当社では、他役員や社員への情報共有や権限委譲を進めるなど、代表取締役ＣＥＯに過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により代表取締役ＣＥＯが当社の経営執行を継続することが困難になった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④　機密情報や個人情報に関わる情報管理及びプライバシー権の保護（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社は、その業務の性格上、顧客側で保有している機密情報や個人情報に触れる場合があります。具体的には顧客の販売データ等の機密情報、顔認証に用いる画像データ等の個人情報を扱っております。情報の取扱いについては、情報セキュリティに関する規程、個人情報保護規程等を整備するとともに、プライバシーマーク及びISMS認証（ISO/IEC 27001）を取得することによって、適切な運用に努めております。しかしながら、このような対策にもかかわらず、当社の人的オペレーションのミス、その他予期せぬ要因等により情報漏洩又は利用目的・利用権限の範囲を超える不適切な取扱いが発生した場合には、損害賠償責任等の負担や顧客からの信用低下に伴う取引関係の悪化等を通じて、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤　コンプライアンス体制（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程を策定するとともに適宜研修を実施し、周知徹底を図っております。しかしながら、コンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥　小規模組織であること（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は小規模な組織であり、内部管理や業務執行についてもそれに応じた体制になっております。当社では、今後の業務拡大に対応するため、人員の増強や内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針でありますが、何らかの事由でこれらの施策が適時適切に進行しなかった場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑦　業績変動について（発生可能性：中～大、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の事業の中には、案件ベースで受注をし、成果物の提出とサービスの提供完了をもって収益認識をしているものがあるため、案件によっては数か月分の稼働に対する売上高が１か月にまとまって計上されることがあります。当社では、各月の売上が平準化するよう努めていますが、個別案件によっては売上高が非連続となる場合や、案件の進行が遅れることで売上高の計上タイミングが想定より遅くなる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。なお、これにより四半期・月次ごとに業績が変動し、期間分析が困難となる可能性があります。

⑧　プロジェクト管理について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社は、品質・コスト・進捗などに対するプロジェクト管理体制を整備・強化しておりますが、当初想定した以上の開発工数の増加及び機能改善などにより、当初見積ったコストを上回り採算が悪化することがあります。また、納入及び売上の確定後における瑕疵補修などによって追加費用が発生することもあり、これらのことにより、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨　SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社との関係について（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

ａ．資本的関係

当事業年度末現在、SOMPO Light Vortex株式会社（以下「SOMPO Light Vortex」）は当社の議決権の16.91%を保有しており、当社のその他の関係会社になります。また、SOMPO Light Vortexの100%親会社は、SOMPOホールディングス株式会社（以下「SOMPOホールディングス」）となります。

ｂ．役員派遣

当社社外取締役１名は、SOMPO Light Vortexからの派遣役員となります。

ｃ．承認等

当社には、SOMPOホールディングス及びSOMPO Light Vortexの事前承認又は事前報告を必要とする取引や業務は存在しません。

ｄ．取引関係

当社とSOMPOホールディングスは、2021年４月にデジタルトランスフォーメーション推進等を目的とし、業務提携基本契約を締結しました。当社の売上高に占めるSOMPOホールディングス向けの売上高は、2026年８月期において11.4%であります。なお、SOMPOホールディングスとの取引にあたっては、当社の関連当事者取引管理規程に則り適切に実施しております。

当社は、SOMPOホールディングス及びSOMPO Light Vortexと良好な関係を維持しておりますが、今後も新規顧客の開拓を実施し、特定の取引先への依存度を低減させる方針です。しかしながら、当面は特定の取引先への依存が高い水準で推移することが考えられ、この間に同社の事業戦略方針の転換等により、同社との関係に変化が生じ受注が減少した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑩　特定の取引先への依存について（発生可能性：中、発生時期：特定時期なし、影響度：中）

当社の売上高に占めるさくらインターネット株式会社向けの売上高は、2026年８月期において12.1%であります。同社の代表取締役社長 最高経営責任者である田中邦裕氏は、本書提出日現在、当社の社外取締役でありますが、2026年11月25日開催予定の当社第14回定時株主総会終結の時をもって、当社の社外取締役を退任する予定であります。同社との取引にあたっては、会社法その他の関係法令及び当社の関連当事者取引管理規程に則り適切に実施しており、良好な取引関係にあります。現時点において取引関係に支障をきたす事象は生じておりませんが、今後は依存度の低減に向け、他の既存顧客との取引拡大や新規顧客の開拓を進め、リスク低減に努めてまいります。もっとも、何らかの理由により、同社との取引関係が継続困難となる、又は取引が大幅に減少する場合には、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

（３）法的規制に関するリスク

①　法的規制・制度動向による影響（発生可能性：低～中、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社の事業は、電気通信事業法その他のインターネット及び情報通信に関する法令の適用を受けているほか、AIの研究開発及び活用に関しては、法令・指針（ガイドラインを含む）・業界規範等の整備が進められております。また、生成AIの急速な普及やAIの高度化・自律化等を背景として、AIの安全性、透明性、説明責任その他のAIガバナンスに関する制度的・社会的要請は、今後も変化していく可能性があります。

当社では、これらの法令・指針等の制定又は改定について、事業に及ぼす影響や対応策等を継続的に検討しております。また、外部有識者がAIの倫理面及び法的側面から課題を検討する諮問委員会「Ethical Approach to AI（EAA）」の設置や、AIの開発及び活用に関する基本指針となるAIポリシーの策定等を通じて、AIガバナンス体制の整備に取り組んでおります。さらに、2026年７月にはAIマネジメントシステムの国際規格「ISO/IEC 42001」の認証を、同年８月には一般社団法人日本ディープラーニング協会が創設したAIガバナンス第三者認証制度「C認証」を取得するなど、国内外の基準を踏まえたガバナンス体制の構築及び運用に努めております。

しかしながら、今後、当社の事業に関連する法令・指針・業界規範等の制定又は改定、解釈若しくは運用の変更等により、追加的な対応や費用負担が必要となる場合、又は当社の事業活動若しくはサービスの提供に制約が生じる場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

②　知的財産権（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社における第三者の知的財産権侵害の可能性については、調査可能な範囲で対応を行っておりますが、当社の事業領域に関する第三者の知的財産権の完全な把握はその性質上困難であります。このため、当社が認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性があります。また、AIの開発・提供において、学習等に用いるデータやソフトウェア・モデル等の利用、AIの生成物の提供等が、第三者の著作権等を侵害し、又は利用許諾条件に抵触する可能性があります。これらの権利侵害等に伴う損害賠償請求への対応、知的財産権の使用に係る対価の支払い、サービスの変更・停止又は追加開発等が必要となった場合や、ABEJA Platformに係る当社の技術・ノウハウ等が第三者に不正利用され、競争力に影響が生じた場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③　訴訟等（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：中～大）

当社では、当事業年度末現在において業績に影響を及ぼす訴訟や係争は発生しておりません。また、当社は法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を整備しております。しかしながら、当社及び当社の役員、従業員による法令違反の有無にかかわらず、予期せぬ訴訟等が発生する可能性があります。当該訴訟等が発生した場合は、その内容によって、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（４）その他のリスク

①　ストック・オプションの行使による株式価値の希薄化（発生可能性：高、発生時期：短期、影響度：低）

当社は役職員等に対し、長期的な企業価値向上に対するインセンティブ等を目的として、ストック・オプション（新株予約権）を発行しております。ストック・オプションが権利行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、当事業年度末現

在、新株予約権による潜在株式数は436,200株であり、発行済株式総数である10,035,957株の4.35%に相当しております。

② 配当政策（発生可能性：低、発生時期：特定時期なし、影響度：低）

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は、成長過程にあると考えており、内部留保の充実及び事業拡大のための投資等に充当することが、株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、事業環境及び財政状態を勘案しながら、株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

③ 税務上の繰越欠損金、繰延税金資産について（発生可能性：低、発生時期：中期、影響度：中）

当社は、当事業年度末現在、税務上の繰越欠損金が3,250百万円存在しております。当該繰越欠損金を課税所得から控除することにより、法人税等の税負担が軽減されております。今後、繰越欠損金の使用又は期限切れにより控除可能な額が減少又は消滅した場合には、法人税等の税負担が増加し、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また当社は、将来の課税所得に関する予測等に基づき回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しています。しかしながら、将来の課税所得が予測と異なり回収可能性の見直しが必要となった場合や、税率変更を含む税制の改正等があった場合には、繰延税金資産の取崩しが必要となり、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（1）経営成績等の状況の概要

当社の経営成績、財政状態及びキャッシュ・フローの状況の概要は以下のとおりであります。

① 経営成績の状況

当社は「ゆたかな世界を、実装する」を企業理念に掲げ、顧客のAI活用を実運用として成立させ、継続的な高度化を実現するエンタープライズプラットフォーム事業を展開しております。中核であるABEJA Platformは、顧客の業務及び現場において、データ、意思決定及びオペレーションを一体的に扱い、デジタル・リアル空間のオペレーションの高度化を支える実装基盤であります。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、国内景気には緩やかな回復の動きがみられます。一方で物価や資源価格の動向、金融資本市場の変動、中東情勢等の影響により、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社を取り巻く事業環境では、Generative AI（生成AI）、特に大規模言語モデル（LLM）の普及を契機としたファンデーションモデル（基盤モデル）の活用が、個別作業の支援から企業の中核業務への組込みへと進展しており、複数の処理を組み合わせて業務を支援・実行するAgentic AI（エージェント型AI、AIエージェント）の活用も進んでおります。こうした中、企業におけるAI活用の焦点は、導入の有無から、AIを業務プロセスに定着させ、安全性及び信頼性を確保しながら継続的な成果と投資効果を生み出せるかへ移りつつあります。特にミッションクリティカル業務では、AI単体の性能だけでなく、AIを企業固有のデータ、既存システム及び業務プロセスへ接続し、業務ルールや権限管理等の必要な統制の下で継続運用する能力が重要となっております。また、AIによる認識・判断をロボットや設備の動作につなげるPhysical AI（フィジカルAI）についても、製造・物流等の現場で開発・実証が具体化しております。

当事業年度においては、こうした事業環境の下、当社が強みとするミッションクリティカル業務への実装ニーズは引き続き堅調に推移いたしました。企業向けでは、全社のAI活用を支える長期・月額型の導入・活用支援が拡大し、オペレーション領域の売上が伸長いたしました。また、国のAI政策においては、社会・産業におけるAI実装能力の強化と、バーティカルAI及びPhysical AIの社会実装が重視され、研究開発、データ基盤の整備及び業務・現場への実装に係る官民の取組みが進められております。こうした政策の重点領域と当社の提供領域が重なる中、公的プロジェクトへの参画及び関連売上も拡大いたしました。足元では、ロボティクス基盤モデル向けのデータ基盤や、機密性の高い産業データの活用に向けた産業特化型LLMの開発等に参画しております。

AIを適用する業務の高度化に伴い、データ管理、説明責任、運用時の監視・継続改善等を含むAIガバナンスの重要性が高まっております。当社は、ABEJA Platformの統制機能と、AIの開発・提供・利用に関する組織的な管理を組み合わせて対応を進めております。その取組みの一環として、2026年７月に、AIマネジメントシステムに関する国際規格「ISO/IEC 42001」の認証を取得いたしました。これらの技術的な統制と組織的な管理の両面から重要業務へのAI実装を支援しております。

Physical AI領域では、現場業務の自動化・高度化に向けた案件化が進み、関連売上が拡大いたしました。一例として、物流現場における荷物の受け渡し・積み込み、製造現場における複雑かつ繊細な手作業、研究・実験業務における器具の取り扱い等の自動化に向けた技術開発・検証に取り組んでおります。あわせて、研究開発用ロボットの導入等により、実機による検証環境を拡充いたしました。

研究開発の面では、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が推進する生成AI開発支援プロジェクト「GENIAC」の第三期事業（2026年２月終了）で、ロングコンテキスト対応の小型化LLM及びAIエージェントを構築し、特定業務タスクにおける運用可能性を検証いたしました。第四期への採択により第一期から四期連続の参画となり、株式会社IDOMと連携して、自動車整備領域に特化したAIエージェントの構築・実運用の検証に取り組んでおります。

以上より、当事業年度の経営成績は、売上高4,577,759千円（前期比27.7%増）、営業利益710,629千円（前期比59.4%増）、経常利益759,850千円（前期比68.1%増）、当期純利益1,065,905千円（前期比137.8%増）となりました。なお、当期純利益には、繰延税金資産の回収可能性の見直し等に伴う法人税等合計の減少の影響が含まれております。

なお、当社はエンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

② 財政状態の状況

（資産）

当事業年度末の資産合計は6,473,049千円となり、前事業年度末に比べ1,154,874千円増加いたしました。これは主に売上高増加に伴い売掛金及び契約資産が384,138千円増加したこと、当事業年度における投資有価証券の取得及び時価評価により投資有価証券が380,935千円増加したこと、将来課税所得の見積り等を踏まえ繰延税金資産の回収可能性を見直した結果、繰延税金資産が424,446千円増加したこと等によるものであります。

（負債）

当事業年度末の負債合計は、808,504千円となり、前事業年度末に比べ37,933千円減少いたしました。これは主に未払金が143,193千円増加した一方で、契約負債が148,116千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

当事業年度末の純資産の残高は、5,664,544千円となり、前事業年度末に比べ1,192,808千円増加いたしました。これは主に新株予約権行使等により資本金及び資本剰余金がそれぞれ44,490千円増加したことに加え、当期純利益を1,065,905千円計上したことにより利益剰余金が増加したこと等によるものであります。

③ キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、前事業年度末に比べ162,559千円減少し、当事業年度末には4,423,458千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は、165,206千円となりました（前事業年度は1,621,241千円の収入）。これは主に税引前当期純利益759,850千円の計上、売上債権の増加額384,138千円、契約負債の減少額148,116千円等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は、403,648千円となりました（前事業年度は28,412千円の支出）。これは主に戦略的アライアンスの推進および体制強化を目的とした出資に伴う投資有価証券の取得による支出324,351千円等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は、75,882千円となりました（前事業年度は124,278千円の収入）。これは新株予約権の行使による株式の発行による収入75,951千円等によるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

ａ．生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

ｂ．受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性質上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

ｃ．販売実績

販売実績を領域別に示すと以下のとおりであります。なお、当社はエンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。

領域の名称	前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）			当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）		
	金額（千円）	前年同期比（%）	割合（%）	金額（千円）	前年同期比（%）	割合（%）
トランスフォーメーション領域	2,746,630	130.5	76.6	3,285,286	119.6	71.8
オペレーション領域	838,779	126.7	23.4	1,292,473	154.1	28.2
合計	3,585,409	129.6	100.0	4,577,759	127.7	100.0

（注）主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は以下のとおりであります。

相手先	前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）		当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）	
	金額（千円）	割合（%）	金額（千円）	割合（%）
さくらインターネット株式会社	615,205	17.2	552,520	12.1
SOMPOホールディングス株式会社	461,580	12.9	520,545	11.4

（２）経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。なお、当社における重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定については、「第５　経理の状況　１　財務諸表等（１）財務諸表　注記事項」の「重要な会計上の見積り」に記載のとおりであります。

② 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容につきましては、前記「（１）経営成績等の状況の概要　①　経営成績の状況」をご参照ください。

③ 財政状態の分析

財政状態の分析につきましては、前記「（１）経営成績等の状況の概要　②　財政状態の状況」をご参照ください。

④ キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析につきましては、前記「（１）経営成績等の状況の概要　③　キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性

当社における主な資金需要は、LLM及びPhysical AIの研究開発（Physical AI領域における研究開発用ロボットの導入等による実機での検証環境の拡充を含む。）並びにABEJA Platformの高度化への投資、継続的なサービス提供のための開発・研究に関する費用や人件費、人員獲得のための採用費、当社の認知度向上及び潜在顧客獲得のための広告宣伝費であります。これらの資金需要に対しては、自己資金、金融機関からの借入及びエクイティファイナンス等で調達していくことを基本方針としております。なお、これらの資金調達方法の優先順位等に特段方針はなく、資金需要の額や使途に合わせて柔軟に検討を行う予定です。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、前記「３　事業等のリスク」に記載のとおり、事業環境、事業体制、法的規制、その他の様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があると認識しております。

そのため、当社は常に市場動向に留意しつつ、内部管理体制を強化し、優秀な人材を確保し、市場のニーズに合ったサービスを展開していくことにより、経営成績に重要な影響を与えるリスク要因を分散・低減し、適切に対応を行ってまいります。

⑦ 経営者の問題意識と今後の方針に関して

経営者の問題意識と今後の方針については、「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

⑧ 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等の分析・検討内容

当社は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標として、顧客支援の総量である売上高、当社事業の基盤となるABEJA Platformの活用を示すABEJA Platform関連売上比率、安定的な収益獲得を示す継続顧客からの売上比率、当社の収益力を示す営業利益を重要な指標としております。

当事業年度における売上高は4,577,759千円（前事業年度3,585,409千円）、前期比27.7%増となりました。トランスフォーメーション領域は19.6%増、オペレーション領域は54.1%増となりました。オペレーション領域では、長期・月額型の支援が拡大し、売上構成比は前期の23.4%から28.2%へ上昇いたしました。さらに、年間取引額5,000万円以上の取引先からの売上高も36.2%増となり、取引規模の拡大が進みました。また、ABEJA Platformに関連する売上比率は前期の約92%から当期は95%超へ上昇いたしました。

当該拡大の主な要因は以下のとおりです。

・需要面：LLM需要が引き続き堅調であったことに加え、企業におけるAI活用が中核業務への組込みへと進展する中、当社が強みとするミッションクリティカル業務への実装ニーズが高まったこと。

・政策面：国のAI政策の重点領域と当社の提供領域が重なる中、公的プロジェクトへの参画及び関連売上が拡大したこと。

・技術面：Physical AI領域での自社研究開発や、GENIAC等の研究開発の成果が案件化に寄与したこと。

これらの成長の原動力はLLM案件であり、売上高に占める構成比は前期の50%超から当期は80%弱へ上昇しました。なお、継続顧客からの売上比率（エンタープライズ企業）は86.3%（前期88.8%）と微減となりましたが、引き続き高い水準を維持しております。

加えて、Physical AI関連の案件も具体化しており、当事業年度の売上高の10%弱を占め、増収額の約40%に寄与しております。

この結果、営業利益は710,629千円（前事業年度445,886千円）、前期比59.4%増となりました。今後の各指標の向上の施策については前記「１　経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

５【重要な契約等】

当社は以下のとおり業務提携に関する契約を締結しております。

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
SOMPOホールディングス株式会社	業務提携基本契約	当社のAIプラットフォームを活用し、SOMPOグループのデジタルトランスフォーメーションの推進等を図る。	自2021年５月 至2027年５月 (自動更新あり)

６【研究開発活動】

当社は2012年の創業時より、コンピュータサイエンスを専門とする多数の大学教授陣と共同で研究開発を行っており、自社開発のABEJA Platformを基盤に、AI導入を推進しております。

当事業年度の主な取り組みとして、経済産業省GENIACの枠組みにおける国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）プロジェクトとして、「ロングコンテキスト対応基盤モデルとAIエージェント構築に関する研究開発」（2025年７月採択、2026年２月まで実施）を推進しました。また、同枠組みにおいて、株式会社IDOMと連携し「自動車整備領域特化型AIエージェントの開発」（2026年６月採択、2027年１月まで実施予定）に取り組んでおります。加えて、Physical AIの領域では、現場データの収集・整備、AIモデルの学習・評価及び実機による検証を進めるとともに、研究開発用ロボットの導入等により検証環境を拡充いたしました。これらの取り組みにより当事業年度の研究開発費の総額は129,024千円となりました。

また、研究開発は当社の技術的優位の源泉であることから、中長期の競争力確保に向けて重点領域を定め、継続して推進していきます。

なお、当社はエンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第３【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

当社はエンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当事業年度において重要な設備投資はありません。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

２【主要な設備の状況】

該当事項はありません。

（注）本社及び事務所については建物を賃借しており、年間賃借料は87,108千円であります。

３【設備の新設、除却等の計画】

当事業年度末現在における重要な設備の新設及び除却等の計画は以下のとおりであります。

（１）重要な設備の新設

該当事項はありません。

（２）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第４【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	30,845,600
計	30,845,600

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数（株）（2026年８月31日）	提出日現在発行数（株）（2026年11月24日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,035,957	10,216,957	東京証券取引所グロース市場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
計	10,035,957	10,216,957	－	－

（注）提出日現在発行数には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれていません。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

第７回新株予約権

決議年月日	2018年３月27日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　34
新株予約権の数（個）　※	23　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式　2,300　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	270　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2020年３月28日又は上場日のいずれか遅い日 至　2028年３月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　270 資本組入額　135
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

３．新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
カ．新株予約権者が死亡した場合。
また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとします。
行使可能期間起算日経過後：割当個数の２分の１まで（端数切捨て）行使できる。
行使可能期間起算日から１年経過後：割当個数の４分の３まで（端数切捨て）行使できる。
行使可能期間起算日から２年経過後：割当個数のすべてについて行使できる。
上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）再編対象会社による新株予約権の取得の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

第８回新株予約権

決議年月日	2018年11月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　32 当社子会社従業員　２
新株予約権の数（個）　※	128　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式　12,800　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1,000　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2020年11月21日又は上場日のいずれか遅い日 至　2028年11月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1,000 資本組入額　500
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

３．新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
また、権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとします。
行使可能期間起算日経過後：割当個数の２分の１まで（端数切捨て）行使できる。
行使可能期間起算日から１年経過後：割当個数の４分の３まで（端数切捨て）行使できる。
行使可能期間起算日から２年経過後：割当個数のすべてについて行使できる。
上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点

において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

(10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第９回新株予約権

決議年月日	2019年３月６日	
付与対象者の区分及び人数（名）	2019年３月８日付与分 当社従業員　21 当社子会社従業員　１	2019年８月19日付与分 当社従業員　15
新株予約権の数（個）　※	2019年３月８日付与分 10　（注）１	2019年８月19日付与分 50　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	2019年３月８日付与分 普通株式　1,000　（注）１	2019年８月19日付与分 普通株式　5,000　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	1,000　（注）２	
新株予約権の行使期間　※	2019年３月８日付与分 自　2021年３月７日又は上場日のいずれか遅い日 至　2029年３月５日	2019年８月19日付与分 自　2021年８月19日又は上場日のいずれか遅い日 至　2029年８月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　1,000 資本組入額　500	
新株予約権の行使の条件　※	（注）３	
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４	

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割・併合の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = \frac{既発行株式数 \times 調整前行使価額 + 新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

３．新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

現在の発行内容に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第13回新株予約権

決議年月日	2020年９月４日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　43
新株予約権の数（個）　※	457 [297]　（注）１
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 45,700 [29,700]　（注）１
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	450　（注）２
新株予約権の行使期間　※	自　2022年９月５日又は当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場した株式公開日後１年10か月が経過した日のいずれか遅い日 至　2030年８月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　450 資本組入額　225
新株予約権の行使の条件　※	（注）３
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）４

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

以上の他、当社が他社と合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他株式数の調整の必要が生じた場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行います。

２．新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社（以下、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関係会社」という。）の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
カ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

４．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８

号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。

但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第16回新株予約権

決議年月日	2021年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　２、当社執行役員　３、当社従業員　２
新株予約権の数（個）　※	1,033 [133]　（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 103,300 [13,300]　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	130　（注）３
新株予約権の行使期間　※	自　2021年12月17日 至　2031年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　133.2 資本組入額　67
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき320円で有償発行しております。

２．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

３．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times 1株当たり払込金額}{新規発行前の1株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。
さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

② 新株予約権者は、2022年８月期乃至2026年８月期における損益計算書に記載される売上高を観察し、５事業年度のうち、一度でも1,500百万円を達成した場合に権利行使が可能となる。

③ 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を行使することができる。なお累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とする。

(a) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の１年後の前日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。

(b) いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の１年後以降は、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

④ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑦ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第17回新株予約権

決議年月日	2021年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社執行役員　1、当社従業員　26
新株予約権の数（個）　※	125　（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 12,500　（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	130　（注）2
新株予約権の行使期間　※	自　2023年11月29日 至　2031年11月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　130 資本組入額　65
新株予約権の行使の条件　※	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）4

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。但し、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てます。

調整後株式数 ＝ 調整前株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとします。

２．当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分金額」と読み替えるものとします。
さらに、上記の他、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換若しくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は合理的な範囲で調整されるものとします。

３．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）に、以下のいずれかの該当事由がある場合、新株予約権を行使できないものとする。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは関連会社（以下、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。併せて以下、「関係会社」という。）の役員、従業員又は顧問のいずれかの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続の開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競合関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

４．当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

(10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第18回新株予約権

決議年月日	2021年11月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　２、社外協力者　６
新株予約権の数（個）　※	70　（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 7,000　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	130　（注）３
新株予約権の行使期間　※	自　2021年12月17日 至　2031年12月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　133.3 資本組入額　67
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき330円で有償発行しております。

２．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。

但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

３．新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \dfrac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。

さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・

同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が130円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

第19回新株予約権

決議年月日	2022年３月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	（注）６
新株予約権の数（個）　※	916　（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 91,600　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	210　（注）３
新株予約権の行使期間　※	自　2022年４月12日 至　2032年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　215 資本組入額　108
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。提出日の前月末現在（2026年10月31日）において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき500円で有償発行しております。

２．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

３．新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$調整後行使価額 = 調整前行使価額 \times \frac{既発行株式数 + \frac{新規発行株式数 \times １株当たり払込金額}{新規発行前の１株当たり時価}}{既発行株式数 + 新規発行株式数}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。
さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
①　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
(a) 210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・

同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

② 新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

６．当社の代表取締役CEO岡田陽介、代表取締役COO小間基裕及び取締役CFO英一樹は、当社の企業価値の増大を図ることを目的として、現在及び将来の当社又は当社の関係会社の役職員若しくは顧問、業務委託先等の外部協力者（以下、「受益候補者」という。）に対するインセンティブ・プランとして、2022年３月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2022年４月６日付でコタエル信託株式会社を受託者として「時価発行新株予約権信託®」（以下、「本信託（第19回新株予約権）」という。）を設定しており、当社は本信託（第19回新株予約権）に対して、会社法に基づき2022年４月12日に第19回新株予約権（2022年３月29日開催臨時株主総会決議）を発行しております。

本信託（第19回新株予約権）はTS0701-1-220406及びTS0701-2-220406の２つの契約により構成され、それらの概要は以下のとおりであります。

名　称	時価発行新株予約権信託®
委託者	岡田陽介、小間基裕、英一樹
受託者	コタエル信託株式会社
受益者	受益候補者の中から、本信託（第19回新株予約権）に係る信託契約の規定に基づき、当社が受益者として指定した者を受益者とします。
信託契約日（信託期間開始日）	2022年４月６日
信託の種類と新株予約権数	TS0701-1-220406：2,300個 TS0701-2-220406：1,020個
交付日	受益者指定権が行使された日（延長可能な期間は第19回新株予約権の権利行使期限まで）
信託の目的	TS0701-1-220406：第19回新株予約権 2,300個 TS0701-2-220406：第19回新株予約権 1,020個

※本信託（第19回新株予約権）は、各信託の信託期間満了日の到来に伴って、当社グループの役員及び従業員等に対して以下の通り分配されています。

・TS0701-1-220406：当社取締役２名、当社執行役員２名、当社従業員12名、社外協力者１名
・TS0701-2-220406：当社取締役１名、当社従業員４名、社外協力者１名

第20回新株予約権

決議年月日	2022年３月29日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　３
新株予約権の数（個）　※	1,550 [800]　（注）２
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）　※	普通株式 155,000 [80,000]　（注）２
新株予約権の行使時の払込金額（円）　※	210　（注）３
新株予約権の行使期間　※	自　2022年４月12日 至　2032年３月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）　※	発行価格　　215 資本組入額　108
新株予約権の行使の条件　※	（注）４
新株予約権の譲渡に関する事項　※	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項　※	（注）５

※当事業年度の末日（2026年８月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2026年10月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[　]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）１．本新株予約権は、新株予約権１個につき500円で有償発行しております。

２．新株予約権１個あたりの目的となる当社普通株式の数は100株であります。
但し、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとします。係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割（又は併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとします。

３．新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとします。但し、係る調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとします。
さらに、上記の他、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとします。

４．新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

①　新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる事由のいずれかが生じた場合には、残存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。

(a) 210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われたとき（但し、払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。）。

(b) 210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を行使価額とする新株予約権の発行が行われたとき（但し、当該行使価額が当該新株予約権の発行時点における当社普通株式の株価と異なる価格に設定されて発行された場合を除く。）。

(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株価よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。

(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、上場日以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が210円（但し、上記３．において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする）を下回る価格となったとき。

② 新株予約権者は、以下の（a）から(b)に掲げる割合の個数を限度として、本新株予約権の一部または全部を行使することができる。なお、累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とする。

(a) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の１年後の前日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。

(b) いずれかの金融商品取引所に上場した株式公開日の１年後以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

③ 新株予約権者は、本新株予約権を取得後、行使する時まで継続して、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問、業務委託契約先等の社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、現在の発行内容に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、現在の発行内容に準じて決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
現在の発行内容に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件
現在の発行内容に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件
現在の発行内容に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】
該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2022年５月31日 （注）１	－	普通株式 4,405,200 Ａ種優先株式 156,000 Ｂ種優先株式 1,473,500 Ｃ種優先株式 1,676,700	△3,014,578	100,000	－	－
2022年８月８日 （注）２	普通株式 3,306,200 Ａ種優先株式 △156,000 Ｂ種優先株式 △1,473,500 Ｃ種優先株式 △1,676,700	普通株式 7,711,400	－	100,000	－	－
2023年６月12日 （注）３	普通株式 700,000	普通株式 8,411,400	499,100	599,100	499,100	499,100
2023年７月11日 （注）４	普通株式 187,500	普通株式 8,598,900	133,687	732,787	133,687	632,787
2023年９月１日～ 2024年８月31日 （注）５	普通株式 662,000	普通株式 9,260,900	99,494	832,282	99,494	732,282
2024年９月１日～ 2025年８月31日 （注）５	普通株式 503,900	普通株式 9,764,800	63,654	895,936	63,654	795,936
2026年１月14日 （注）６	普通株式 4,257	普通株式 9,769,057	5,702	901,638	5,702	801,638
2025年９月１日～ 2026年８月31日 （注）５	普通株式 266,900	普通株式 10,035,957	38,788	940,426	38,788	840,426

（注）１．資本金の減少は財務健全化を目的とした減資（減資割合96.8%）によるものであります。
２．2022年８月８日開催の臨時株主総会の決議により、定款の一部変更を行い、Ａ種優先株式、Ｂ種優先株式及びＣ種優先株式に関する定款の定めを廃止し、同日付でＡ種優先株式156,000株、Ｂ種優先株式1,473,500株及びＣ種優先株式1,676,700株は普通株式3,306,200株となっております。
３．有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）
発行価格　　1,550円
引受価額　　1,426円
資本組入額　　713円

４．有償第三者割当（オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資）

割当価格　　1,426円
資本組入額　　713円
割当先　　野村證券株式会社

５．新株予約権の行使による増加であります。

６．有償第三者割当（譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行）

発行価格　　2,679円
資本組入額　　1,339.5円
割当先　　当社取締役（社外取締役を除く。）４名、当社執行役員２名

７．2026年９月１日から2026年10月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が181,000株、資本金及び資本準備金がそれぞれ17,656千円増加しております。

（５）【所有者別状況】

2026年８月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	5	34	112	39	46	11,184	11,420	－
所有株式数（単元）	－	7,429	3,714	27,193	2,989	300	58,511	100,136	22,357
所有株式数の割合（%）	－	7.42	3.71	27.16	2.98	0.30	58.43	100	－

（注）自己株式140株は、「個人その他」に１単元、「単元未満株式の状況」に40株含まれております。

（６）【大株主の状況】

2026年８月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
ＳＯＭＰＯ　Ｌｉｇｈｔ　Ｖｏｒｔｅｘ株式会社	東京都新宿区西新宿１丁目２６－１	1,693,500	16.87
岡田　陽介	ＫＥＰＰＥＬ　ＢＡＹ　ＤＲＩＶＥ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ	1,379,593	13.74
ヒューリック株式会社	東京都中央区日本橋大伝馬町７－３	432,945	4.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号　赤坂インターシティＡＩＲ	386,000	3.84
外木　直樹	東京都港区	287,483	2.86
株式会社インスパイア・インベストメント	東京都港区南青山５丁目３－１０	280,400	2.79
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１丁目８－１２	243,800	2.42
小間　基裕	千葉県印西市	142,965	1.42
ＢＡＮＫ　ＪＵＬＩＵＳ　ＢＡＥＲ　ＡＮＤ　ＣＯ．　ＬＴＤ．　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　ＣＬＩＥＮＴＳ （常任代理人 株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	７　ＳＴＲＡＩＴＳ　ＶＩＥＷ，　２８－０１　ＭＡＲＩＮＡ　ＯＮＥ　ＥＡＳＴ　ＴＯＷＥＲ　ＳＩＮＧＡＰＯＲＥ　０１８９３６ （東京都千代田区丸の内１丁目４番５号　決済事業部）	130,000	1.29
上田八木短資株式会社	大阪府大阪市中央区高麗橋２丁目４－２	110,000	1.09
計	－	5,086,686	50.68

（７）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年８月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 100	―	―
完全議決権株式（その他）	普通株式 10,013,500	100,135	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 22,357	―	―
発行済株式総数	10,035,957	―	―
総株主の議決権	―	100,135	―

②【自己株式等】

2026年８月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ＡＢＥＪＡ	東京都港区三田一丁目１番14号	100	―	100	0.00
計	―	100	―	100	0.00

２【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　会社法第155条第７号に該当する普通株式の取得

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（３）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（円）
当事業年度における取得自己株式	25	69,225
当期間における取得自己株式	―	―

（注）当期間における取得自己株式には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（４）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額（円）	株式数（株）	処分価額の総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	―	―	―	―
消却の処分を行った取得自己株式	―	―	―	―
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
保有自己株式数	140	―	140	―

（注）当期間における保有自己株式数には、2026年11月１日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

３【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を経営の重要課題として認識しております。しかしながら、当社は、成長過程にあると考えており、内部留保の充実及び事業拡大のための投資等に充当することが、株主に対する利益還元につながると考えております。将来的には、事業環境及び財政状態を勘案しながら、株主に対する利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及び実施時期については未定であります。

剰余金の配当を行う場合、年１回の期末配当を基本方針としており、その他年１回中間配当を行うことができる旨及び上記の他に基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

４【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの概要】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、また各ステークホルダーと良好な関係を築いていくためには、経営の効率性・健全性・透明性が不可欠であり、コーポレート・ガバナンスの充実が重要であると認識しております。

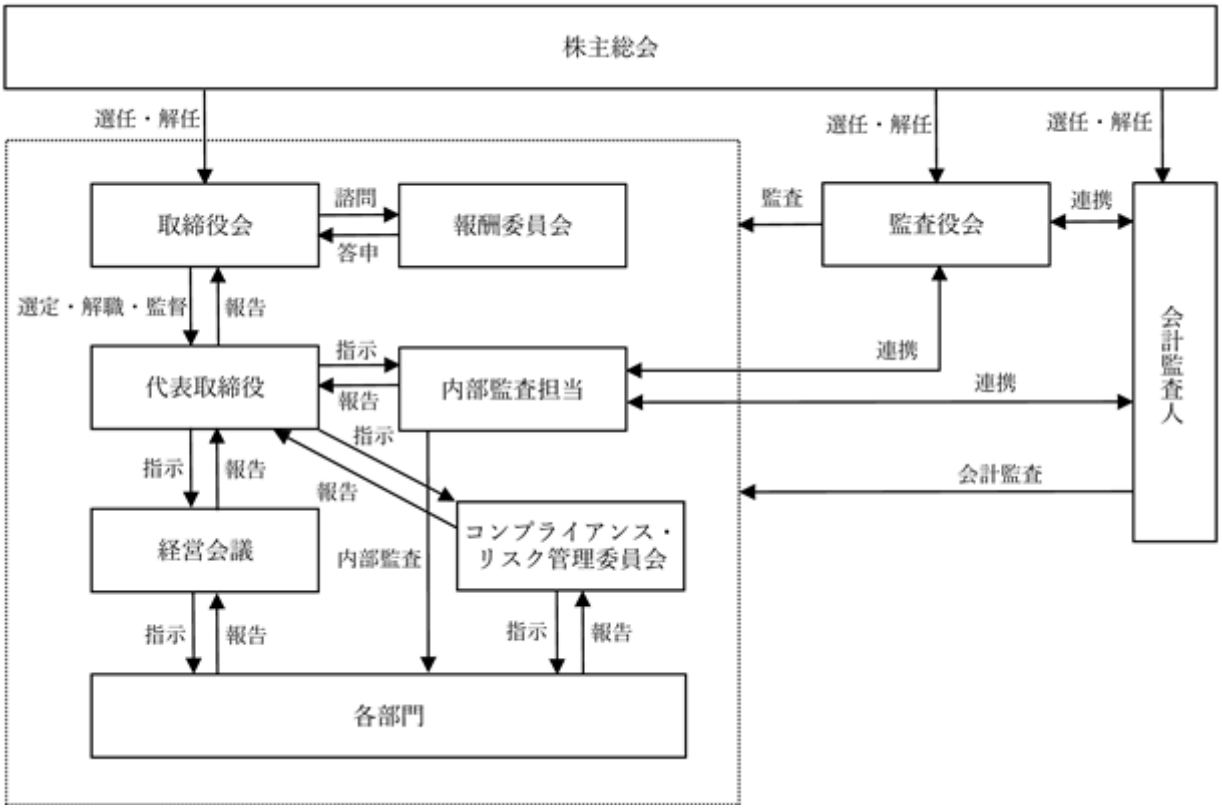
具体的には、法令等の遵守、実効性ある内部統制、情報の適時開示、独立性ある監査機能等を意識し、企業活動を行ってまいります。

②　企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は会社法に基づく機関として株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。取締役会が適切な経営の意思決定と個々の取締役の職務執行の監督を行い、全員が社外監査役で構成される監査役会は公正かつ独立の立場から監査しております。さらに、取締役会の諮問機関として任意の報酬委員会を設置し、経営監督機能を強化しております。

当社は、本体制が当社の取締役会の監督機能を強化し、経営の効率性・健全性・透明性を高め、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図るために有効であると考えております。

当社の企業統治の体制の模式図は以下のとおりであります。



ａ．取締役会

有価証券報告書提出日現在の取締役会は取締役７名（うち社外取締役３名）で構成され、業務執行の最高意思決定機関として、法令、定款及び当社諸規程に則り、経営に関する重要事項の意思決定や業績の進捗確認、取締役の職務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月１回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員並びに出席者の氏名は以下のとおりであります。

議　長：代表取締役ＣＥＯ　岡田陽介
構成員：代表取締役ＣＯＯ　小間基裕、取締役ＣＦＯ　英一樹、取締役ＣＳＯ　外木直樹、
　　社外取締役　田中邦裕、社外取締役　麻野耕司、社外取締役　宮淳
出席者：社外監査役　桃原隼一（常勤）、社外監査役　清水琢麿、社外監査役　青山正明

なお、2026年11月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役６名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、取締役会の議長及び構成員並びに出席者は以下のとおりとなる予定であります。

議　長：代表取締役ＣＥＯ　岡田陽介

構成員：代表取締役ＣＯＯ　外木直樹、社外取締役　麻野耕司、社外取締役　宮淳、
社外取締役　清水季子、社外取締役　宮川眞喜雄
出席者：社外監査役　桃原隼一（常勤）、社外監査役　清水琢麿、社外監査役　青山正明

ｂ．監査役会

有価証券報告書提出日現在の監査役会は常勤１名と非常勤２名の監査役３名（うち社外監査役３名）で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月１回開催しております。

監査役は、取締役の職務執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。社外監査役には公認会計士及び弁護士を含んでおり、それぞれの専門知識と経験に基づき、監査を行っております。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議　長：社外監査役　桃原隼一（常勤）
構成員：社外監査役　清水琢麿、社外監査役　青山正明

ｃ．会計監査人

当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から会計監査を受けております。

ｄ．報酬委員会

有価証券報告書提出日現在の報酬委員会は取締役３名（うち社外取締役２名）で構成され、取締役の報酬等に係る決定プロセスの透明性と客観性を担保し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図ることを目的とした取締役会の諮問機関となります。報酬委員会では取締役の報酬等に関する方針や内容等について審議し、取締役会に対し答申を行っております。報酬委員会は原則として年２回開催し、必要に応じて臨時で開催しております。

有価証券報告書提出日現在における議長及び構成員の氏名は以下のとおりであります。

議　長：代表取締役ＣＯＯ　小間基裕
構成員：社外取締役　田中邦裕、社外取締役　麻野耕司

なお、2026年11月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役６名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、報酬委員会の議長及び構成員は以下のとおりとなる予定であります。

議　長：代表取締役ＣＯＯ　外木直樹
構成員：社外取締役　麻野耕司、社外取締役　清水季子

ｅ．経営会議

経営会議は、代表取締役ＣＥＯを議長とし、常勤取締役、常勤監査役、執行役員等で構成され、取締役会への付議事項や経営課題等を審議するとともに、日常の業務執行に関する協議、報告を行っております。経営会議は原則として毎月１回開催しております。

ｆ．コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス・リスク管理委員会は、代表取締役ＣＥＯを委員長とし、コーポレート管理部責任者及び代表取締役ＣＥＯが指名する者で構成され、法令遵守の状況や社内の啓蒙活動などコンプライアンス体制の充実に向けた協議、及び事業を取り巻く様々なリスクの状況や対応状況の確認等を行っております。コンプライアンス・リスク管理委員会は原則として毎年１回開催しております。

ｇ．内部監査

当社は独立した内部監査部署を設置しておりませんが、代表取締役ＣＥＯが任命する内部監査担当５名が、監査計画に基づいて１年で全部署を監査する内部監査を実施し、代表取締役ＣＥＯに対して監査結果を報告しております。なお、内部監査担当者は自己監査とならないよう、自己が所属している部門以外について内部監査を実施しております。代表取締役ＣＥＯは、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。

③　企業統治に関するその他の事項

ａ．内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定め、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制のより一層の整備を図ることとしております。当該基本方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・コンプライアンス基本方針を定め、すべての取締役及び使用人が職務の執行にあたって法令・定款等を遵守することを徹底する。
・法令違反行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供するための内部通報体制を構築する。
・取締役会は、法令、定款及び社内諸規程に基づき、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
・職務執行が法令、定款及び社内諸規程に適合することを確保するため、内部監査を実施する。
・健全な会社経営のため、「反社会的勢力排除規程」に基づき、反社会的勢力とは関わりを持たない体制を構築する。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程に基づき適切に保存する。
・取締役及び監査役が当該書類を閲覧できる体制を整備する。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社の組織横断的なリスクについては、「コンプライアンス・リスク管理規程」を定め、同規程に基づくリスク管理体制を構築する。
・取締役会、経営会議等において、業務執行に関わる重要な情報の共有を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。
・危機発生時には、対策本部を設置し社内等への適切な情報伝達と危機に対して適切且つ迅速な対応を行う。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・取締役会は原則として毎月１回開催する他、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保する。
・「職務権限規程」、「業務分掌規程」、「稟議規程」に基づき、適切に権限の委譲を行い、付与された権限に基づき適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。
・取締役会において事業計画を定め、会社として達成すべき目標を明確化し、取締役会及び経営会議において達成状況を確認・検証し、その対策を立案・実行する。

ホ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役を補助すべき使用人を配置する。
・当該使用人の監査補助業務については監査役会の指揮命令に従うものとする。
・当該使用人の人事考課、異動等については監査役会の同意を受けた上で決定する。

ヘ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告する。
・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
・報告を行った者が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。

ト．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・監査役がその職務の執行にあたり生じた費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社は速やかに当該費用又は債務を処理する。
・監査役は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
・監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる体制を整備する。

・監査役は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めることができる体制を整備する。

ｂ．リスク管理体制の整備の状況

当社は、「コンプライアンス・リスク管理規程」、「情報セキュリティ規程」及び「個人情報保護規程」を定め、全社的なコンプライアンス体制、リスク管理体制の強化及び情報資産の保護を図っております。

また、内部通報制度を構築し、社内通報窓口と社外通報窓口を設置し、不正行為の未然防止と早期発見に努めております。

ｃ．責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人、社外取締役３名及び社外監査役３名は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、会計監査人、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ｄ．役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、取締役及び監査役等を被保険者として以下概要の役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ．役員等賠償責任保険契約の概要

被保険者が、会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

ロ．保険料の負担

保険料は全額当社が負担しております。

ｅ．取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮することを可能とするため、会社法第426条第１項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第１項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む）及び監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

ｆ．取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

ｇ．取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

ｈ．剰余金の配当及び中間配当

当社は、会社法第459条第１項の規定に基づき、取締役会の決議により剰余金の配当等を決定することができる旨、及び中間配当の基準日を毎年２月末日とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

ｉ．自己株式の取得

当社は、会社法第165条第２項の規定に基づき、取締役会の決議により市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経済情勢の変化に対応して、資本政策を機動的に実施することを目的とするものであります。

ｊ．株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第２項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨定款に定めております。

④　取締役会の活動状況

当事業年度における当社の取締役会の開催状況及び個々の出席状況については以下のとおりです。

地位	氏　名	開催回数	出席回数
代表取締役ＣＥＯ	岡田　陽介	18回	18回
代表取締役ＣＯＯ	小間　基裕	18回	18回
取締役ＣＦＯ	英　　一樹	18回	18回
取締役ＣＳＯ	外木　直樹	18回	18回
社外取締役	田中　邦裕	18回	17回
社外取締役	麻野　耕司	18回	17回
社外取締役	宮　　淳	13回	13回

（注）１．具体的な検討内容は、株主総会に関する事項、決算に関する事項、事業計画に関する事項、人事・　組織に関する事項、月次業績に関する事項等となります。
２．宮淳氏は2025年11月26日開催の第13回定時株主総会で新たに社外取締役に選任され就任しましたので、就任後に開催された取締役会への出席回数を記載しております。
３．2025年11月26日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって社外取締役を退任した的野仁氏は、退任前に開催された取締役会（５回）全てに出席しております。
４．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

（取締役会の実効性評価）

当社では、取締役会のさらなる機能向上を目的として、取締役会の実効性に係る分析・評価に取り組んでおります。当事業年度を対象とした評価では、外部機関の助言を受けながら、取締役及び監査役10名を対象に、取締役会全般に関する匿名の自己評価アンケートを実施し、その結果の分析及び取締役会での議論を通じて、取締役会全体の実効性が概ね確保されていることを確認しております。

あわせて、前期の評価結果を踏まえた当期の取り組みにより、一定の改善が図られていることを確認しました。一方で、引き続き取り組むべき事項として、中長期の戦略等に関する議論のさらなる充実等を認識しており、対応を進めております。今後も取締役会の機能向上に向けた取り組みを継続的に進めてまいります。

⑤　報酬委員会の活動状況

地位	氏　名	開催回数	出席回数
代表取締役ＣＯＯ	小間　基裕	２回	２回
社外取締役	田中　邦裕	２回	２回
社外取締役	麻野　耕司	２回	２回

（注）具体的な検討内容は、取締役の報酬等の決定方針に関する事項、株主総会に付議する報酬議案に関する事項、取締役の個人別の報酬額（業績連動報酬を含む）に関する事項等となります。

（２）【役員の状況】

①　役員一覧

ａ．2026年11月24日（有価証券報告書提出日）現在の役員の状況は以下のとおりであります。

男性10名　女性－名　（役員のうち女性の比率－％）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 ＣＥＯ	岡田　陽介	1988年12月15日生	2011年２月　株式会社響 取締役CTO 2011年６月　株式会社リッチメディア（現株式会社シェアリング・ビューティー）入社 2012年９月　当社設立 代表取締役社長 2012年10月　移動体付随情報表示装置株式会社 代表取締役社長 2017年３月　ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. Director 2017年６月　一般社団法人日本ディープラーニング協会 理事 2018年４月　株式会社CA ABEJA 取締役 2019年６月　当社 代表取締役社長CEO 2019年10月　ABEJA Technologies, Inc. Managing Director 2020年11月　当社 代表取締役CEO（現任） 2021年４月　那須塩原市 DXフェロー（現任） 2025年６月　一般社団法人AIロボット協会 理事（現任） 2025年７月　株式会社スマレジ 社外取締役（現任） 2026年７月　一般社団法人日本ディープラーニング協会 副理事長（現任） 2026年９月　ABEJA GLOBAL PTE. LTD. Director（現任）	（注）３	1,379,593
代表取締役 ＣＯＯ	小間　基裕	1979年８月７日生	2002年４月　ヤフー株式会社（現LINEヤフー株式会社）入社 2011年10月　同社 データソリューション開発部長 2012年10月　同社 データソリューション本部長 2015年４月　同社 ディレクター 2016年５月　KDDI株式会社入社 新規事業戦略特命担当部長 2016年８月　株式会社リクルートテクノロジーズ（現株式会社リクルート）入社 2017年10月　株式会社リクルートホールディングス出向 データ・AI戦略統括部長 2020年３月　株式会社フライウィール入社 執行役員データ戦略本部長兼社長室長 2020年９月　当社入社 社長室長 2020年11月　当社 取締役社長COO 2021年11月　当社 代表取締役COO（現任）	（注）３	131,965
取締役 ＣＦＯ	英　一樹	1978年12月30日生	2003年４月　公認会計士登録 2003年10月　野村證券株式会社入社 2013年10月　株式会社アイリッジ入社 執行役員CFO 2014年４月　同社 取締役CFO 2021年11月　当社入社 執行役員CFO 2022年３月　当社 取締役CFO（現任）	（注）３	98,783
取締役 ＣＳＯ	外木　直樹	1988年４月23日生	2012年４月　株式会社オープンアソシエイツ（現オープングループ株式会社）入社 2013年６月　当社 入社 2013年９月　当社 取締役 2017年３月　ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役社長 2019年６月　当社 取締役COO 2020年12月　当社 執行役員 CEO室長 2023年11月　当社 取締役CSO（現任） 2025年６月　株式会社blowout 社外取締役（現任）	（注）３	287,483

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	田中　邦裕	1978年１月14日生	1998年４月　株式会社インフォレスト設立 代表取締役 1999年８月　さくらインターネット株式会社設立 代表取締役 2008年６月　同社 代表取締役社長（現任） 2009年８月　株式会社田中邦裕事務所設立 代表取締役社長（現任） 2015年７月　さくらインターネット株式会社 最高経営責任者（現任） 2016年10月　株式会社アイモバイル 社外取締役 2019年６月　株式会社i-Plug 社外取締役 2019年８月　BBSakura Networks株式会社 社外取締役（現任） 2019年12月　当社 社外取締役（現任） 2021年10月　ユメノソラホールディングス株式会社 社外取締役 2021年12月　株式会社Tellus 代表取締役 2022年６月　株式会社Tellus 取締役 2026年６月　株式会社TRAILBLAZER 社外取締役（現任） 2026年９月　株式会社Tellus 代表取締役（現任）	（注）３	3,000
取締役	麻野　耕司	1979年11月３日生	2003年４月　株式会社リンクアンドモチベーション入社 2010年７月　同社 執行役員 モチベーションマネジメントカンパニー 営業開発部部長 2013年１月　同社 エンプロイーリレーションシップマネジメントカンパニー 執行役カンパニー長 2013年11月　株式会社リッチメディア（現株式会社シェアリング・ビューティー） 社外取締役 2015年５月　株式会社フロムスクラッチ（現株式会社データX） 社外取締役 2018年１月　株式会社リンクアンドモチベーション 執行役員 組織開発本部本部長 2018年３月　同社 取締役 2018年10月　株式会社ヴォーカーズ（現オープンワーク株式会社） 取締役副社長 2020年３月　当社 社外取締役（現任） 2020年４月　ピープル・テック・スタジオ合同会社 代表（現任） 2020年４月　株式会社ナレッジワーク 代表取締役（現任） 2020年８月　SHOWROOM株式会社 社外取締役（現任） 2023年９月　合同会社HRCamp 代表（現任）	（注）３	―
取締役	宮　淳	1973年５月10日生	1997年４月　株式会社さくら銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 1999年６月　住友海上火災保険株式会社（現三井住友海上火災保険株式会社）入社 2001年２月　富士通株式会社入社 2009年２月　日本オラクル株式会社入社 2018年７月　アマゾンウェブサービスジャパン株式会社（現アマゾンウェブサービスジャパン合同会社）入社 金融事業統括本部 保険営業本部長 2022年10月　SOMPO Light Vortex株式会社入社 執行役員 経営企画部部長 2023年４月　同社 執行役員 事業統括部部長 2024年４月　同社 副社長執行役員 CBDO 事業統括部長 2024年７月　REVortex株式会社 取締役（現任） 2024年10月　SOMPO Light Vortex株式会社 代表取締役社長 CEO/CBDO 執行役員（現任） 2025年４月　オークスモビリティ株式会社 取締役 2025年４月　SOMPO Growth Partners株式会社 取締役（現任） 2025年４月　SSトレーディング株式会社 取締役 2025年11月　当社 社外取締役（現任） 2026年４月　株式会社農業総合研究所 取締役（現任） 2026年６月　オークスホールディングス株式会社 取締役（現任）	（注）３	―

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
常勤監査役	桃原　隼一	1982年11月15日生	2007年４月　あずさ監査法人（現有限責任　あずさ監査法人）入所 2010年10月　公認会計士登録 2013年２月　PwC Taiwan（資誠聯合會計師事務所）入所 2018年１月　桃原公認会計士事務所開所（現任） 2018年11月　当社 常勤監査役（現任） 2023年11月　ウォンテッドリー株式会社 社外取締役・監査等委員（現任） 2025年１月　株式会社ニーリー 社外監査役（現任）	（注）４	－
監査役	清水　琢麿	1975年３月10日生	2002年10月　弁護士登録 あさひ・狛法律事務所（現西村あさひ法律事務所）入所 2007年４月　法律特許事務所イオタ（現法律事務所イオタ） パートナー弁護士 2012年４月　慶應義塾大学法学部法律学科 非常勤講師（現任） 2013年６月　当社 監査役（現任） 2014年10月　株式会社シーアールイー 社外監査役 2015年10月　同社 社外取締役・監査等委員 2017年10月　法律事務所イオタ 代表パートナー弁護士（現任） 2018年３月　鹿島プライベートリート投資法人 監督役員（現任） 2019年３月　CBcloud株式会社 社外監査役 2022年４月　株式会社DUALホールディングス 社外監査役 2024年３月　同社 社外取締役（現任） 2025年２月　一般社団法人 日本スタートアップ監査役等協会 理事（現任） 2025年６月　NANO MRNA株式会社 社外監査役（現任）	（注）４	10,000
監査役	青山　正明	1979年11月25日生	2004年４月　株式会社ドリームインキュベータ入社 2012年６月　アイペット損害保険株式会社 取締役 2015年６月　株式会社ドリームインキュベータ 執行役員 2016年４月　アイペット損害保険株式会社入社 2016年５月　同社 執行役員 2016年６月　同社 取締役常務執行役員 2018年９月　株式会社ビザスク 社外監査役 2019年11月　当社 監査役（現任） 2022年４月　株式会社キーストーン 代表取締役 2022年５月　株式会社ビザスク 社外取締役・監査等委員 2024年12月　株式会社バイオフィリア 社外取締役（現任） 2026年２月　株式会社キーストーン 代表パートナー 取締役（現任）	（注）４	－
計					1,910,824

（注）１．取締役田中邦裕、麻野耕司及び宮淳は、社外取締役であります。
２．監査役桃原隼一、清水琢麿及び青山正明は、社外監査役であります。
３．任期は、2025年11月26日開催の定時株主総会終結の時から、2026年８月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
４．任期は、2025年11月26日開催の定時株主総会終結の時から、2029年８月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
５．「所有株式数」欄には、当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）までの間に、新株予約権の行使により発行された株式数が含まれております。
６．当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。
執行役員 エンタープライズプラットフォーム事業本部 本部長　木下　正文
執行役員 エンタープライズプラットフォーム開発本部 本部長　近藤　聡
執行役員 ビジネス開発担当　左近　進
b．2026年11月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役６名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、当社の役員状況は以下のとおりとなる予定であります。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催予定の取締役会の決議事項の内容（役職等）を含めて記載しています。

男性8名　女性1名　（役員のうち女性の比率11.1%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
代表取締役 ＣＥＯ	岡田　陽介	1988年12月15日生	ａ．に記載のとおり	（注）３	1,379,593
代表取締役 ＣＯＯ	外木　直樹	1988年４月23日生	2012年４月　株式会社オープンアソシエイツ（現オープングループ株式会社）入社 2013年６月　当社 入社 2013年９月　当社 取締役 2017年３月　ABEJA SINGAPORE PTE. LTD. 代表取締役社長 2019年６月　当社 取締役COO 2020年12月　当社 執行役員 CEO室長 2023年11月　当社 取締役CSO 2025年６月　株式会社blowout 社外取締役（現任） 2026年11月　当社 代表取締役COO（現任）	（注）３	287,483
取締役	麻野　耕司	1979年11月３日生	ａ．に記載のとおり	（注）３	－
取締役	宮　淳	1973年５月10日生	ａ．に記載のとおり	（注）３	－
取締役	清水　季子	1965年４月１日生	1987年４月　日本銀行入行 2010年７月　同行 高松支店長 2012年５月　同行 金融機構局上席考査役 2014年６月　同行 国際局審議役 2016年７月　同行 欧州統括役 2018年４月　同行 名古屋支店長 2020年５月　同行 理事 2024年６月　株式会社豊田自動織機 社外取締役 2024年８月　株式会社EmEco 代表取締役社長（現任） 2025年４月　東京都男女平等参画審議会 第七期審議会会長（現任） 2026年４月　国立大学法人豊橋技術科学大学 経営協議会学外委員（現任） 2026年11月　当社 社外取締役（現任）	（注）３	－
取締役	宮川　眞喜雄	1951年１月６日生	1976年４月　運輸省入省 1979年４月　外務省移籍 2012年９月　外務省 中東アフリカ局長 兼 アフガニスタン・パキスタン担当特別代表（大使）兼 日米原子力協力担当大使 2014年３月　駐マレーシア特命全権大使 2020年１月　内閣官房国家安全保障局 国家安全保障参与 2020年６月　橋本総業ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2022年６月　認定NPO法人岡崎研究所 理事（現任） 2023年６月　株式会社住友倉庫 社外監査役（現任） 2024年３月　一般社団法人経済安全保障戦略推進機構 代表理事（現任） 2026年11月　当社 社外取締役（現任）	（注）３	－
常勤監査役	桃原　隼一	1982年11月15日生	ａ．に記載のとおり	（注）４	－
監査役	清水　琢麿	1975年３月10日生	ａ．に記載のとおり	（注）４	10,000
監査役	青山　正明	1979年11月25日生	ａ．に記載のとおり	（注）４	－
計					1,677,076

（注）１．取締役麻野耕司、宮淳、清水季子及び宮川眞喜雄は、社外取締役であります。
２．監査役桃原隼一、清水琢麿及び青山正明は、社外監査役であります。
３．任期は、2026年８月期に係る定時株主総会終結の時から、2027年８月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
４．任期は、2025年８月期に係る定時株主総会終結の時から、2029年８月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
５．「所有株式数」欄には、当事業年度の末日から提出日の前月末（2026年10月31日）までの間に、新株予約権の行使により発行された株式数が含まれております。

６．当社では執行役員制度を導入しております。執行役員は以下のとおりであります。
執行役員 エンタープライズプラットフォーム事業本部 本部長　木下　正文
執行役員 エンタープライズプラットフォーム開発本部 本部長　近藤　聡
執行役員 ビジネス開発担当　左近　進

② 社外役員の状況
有価証券報告書提出日現在の当社の社外役員の状況は以下のとおりであります。

ａ．員数
社外取締役３名、社外監査役３名

ｂ．社外役員が当社の企業統治において果たす機能及び役割
社外役員による監督又は監査に期待する機能及び役割につきましては、会社経営、会計財務及び企業法務等に関する経験及び専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査することにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにあります。
社外取締役の田中邦裕は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験、幅広い見識を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
社外取締役の麻野耕司は、事業会社でのビジネス経験及び経営経験を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
社外取締役の宮淳は、複数の事業会社における幅広いビジネス経験を有しており、実践的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。
社外監査役の桃原隼一は、公認会計士としての業務経験を通じ、財務及び会計に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
社外監査役の清水琢麿は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。
社外監査役の青山正明は、上場会社での取締役や監査役を務める等、幅広い知見と経験を有していることから、当社の社外監査役として適任であると判断しております。

ｃ．社外役員と会社の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係
社外取締役の田中邦裕は、さくらインターネット株式会社の代表取締役社長 最高経営責任者であります。同社と当社との間には、同社が委託された研究開発及び計算資源の調達等において取引関係がありますが、同社との取引条件は一般取引先と同様であります。また、同氏は、当社の普通株式を3,000株保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外取締役の麻野耕司は、株式会社ナレッジワークの代表取締役でありますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、当社の新株予約権を30個保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外取締役の宮淳は、SOMPO Light Vortex株式会社の代表取締役社長 CEO/CBDO 執行役員であります。同社は当社の議決権の16.91%を保有する当社のその他の関係会社であり、同社と当社との間には、デジタルトランスフォーメーション推進に関連する開発及び運用において取引関係がありますが、その取引条件は一般の取引先と同様であります。この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の桃原隼一は、桃原公認会計士事務所の所長、ウォンテッドリー株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。同社と当社との間には、採用サービスに関する取引関係がありますが、同社との取引条件は一般の取引先と同様であり、その取引額は僅少であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の清水琢麿は、法律事務所イオタの代表弁護士、NANO MRNA株式会社の社外監査役でありますが、同事務所及び同社と当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、当社の普通株式を10,000株保有しておりますが、この他に、当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外監査役の青山正明は、株式会社キーストーンの代表パートナー取締役でありますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。

ｄ．社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針の内容
当社においては、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針はないものの、選任にあたっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

なお、2026年11月25日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「取締役６名選任の件」を提案しており、当該議案が原案どおり承認可決されますと、清水季子氏及び宮川眞喜雄氏が社外取締役として新たに選任され、当社の社外役員の員数は社外取締役４名、社外監査役３名となります。

清水季子氏は、国際金融・経済分野における豊富な経験及び知見を有しており、専門的な視点を当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。また、同氏は、株式会社EmEcoの代表取締役社長でありますが、同社と当社との間に特別な利害関係はありません。

宮川眞喜雄氏は、豊富な国際経験及び国際情勢に関する知見を有しており、専門的な視点から当社の経営に活かしていただけることから、当社の社外取締役として適任であると判断しております。同氏は、橋本総業ホールディングス株式会社の社外取締役及び株式会社住友倉庫の社外監査役でありますが、両社と当社との間に特別な利害関係はありません。また、当社と同氏との間で、2026年９月から2026年10月までの期間において、海外進出に関する助言等を内容とする業務委託契約を締結しておりますが、同氏との取引条件は一般の取引先と同様であり、その取引額は僅少であります。この他に、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③　社外役員による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会に出席し経営全般に対して客観的且つ公正な意見を述べるとともに、内部統制システムの整備・運用状況について把握し、取締役の業務執行の適法性を監督、監査しております。

また、社外監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、監査の実効性を高めております。

（３）【監査の状況】

①　監査役監査の状況

有価証券報告書提出日現在、当社における監査役会は、社外監査役３名で構成されており、うち１名が常勤であります。

社外監査役の桃原隼一は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

監査役監査は、毎事業年度に策定される監査計画に基づき行っております。常勤監査役が日常監査業務を実施し、毎月開催される監査役会で重要事項の審議、当月に実施した監査結果の報告、監査役間の情報共有及び意見交換を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、取締役の職務執行の監査を行っております。具体的な手続きとしては、取締役会その他重要会議への出席、代表取締役との意見交換、取締役等へのヒアリング、重要書類の閲覧等を実施しております。

当事業年度において監査役会を月１回開催しており、個々の監査役の出席状況については以下のとおりであります。なお、監査役会における具体的な検討内容は、当事業年度における監査計画及び監査方針の制定、監査業務の分担、取締役の職務執行の監査、内部統制システムの妥当性、会計監査人の選任、会計監査人の監査の方法及び結果の妥当性、監査報告書の作成等であります。

氏　名	開催回数	出席回数
桃原　隼一	12回	12回
清水　琢麿	12回	12回
青山　正明	12回	12回

②　内部監査の状況

当社は、小規模組織のため、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、管理部門の担当者４名と事業部門の担当者１名が監査計画に基づき監査を実施しております。原則として当社の全部門を対象として内部監査を実施しております。監査結果については、代表取締役ＣＥＯ及び実施部署へ報告を行っており、改善が必要な事項が発見された場合にはその対応結果の確認並びに代表取締役ＣＥＯへの報告を行っております。

内部監査担当者と監査役は、定期的に開催する会議体を通じて、内部監査の実施状況等について情報共有を行っております。また、内部監査担当者、監査役及び会計監査人は、四半期に１回開催する会議体を通じて情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。

なお、監査結果に重大な課題が生じた場合は、内部監査担当者が取締役会及び監査役会に直接報告することとしておりますが、当事業年度においては、当該事象は生じておりません。

③　会計監査の状況

ａ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ｂ．継続監査期間

９年間

ｃ．業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員　業務執行社員　石田　大輔
指定有限責任社員　業務執行社員　野口　正邦

ｄ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る主な補助者は、公認会計士４名、その他10名で構成されております。

ｅ．監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の選定にあたり、品質管理体制、独立性、監査実施体制、審査体制、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査報酬の妥当性等を総合的に検討し、EY新日本有限責任監査法人は適任であると判断しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ｆ．監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査公認会計士等に対して毎年評価を行っております。監査役及び監査役会による監査公認会計士等の職務遂行状況等について監査公認会計士等から直接報告を受けるとともに、執行部門に対しても定期的なコミュニケーションを図る中で、監査方針や監査計画等についての質問等を行い、監査品質等含め総合的に検討した結果、適正に行われていると評価しております。

④　監査報酬の内容等

ａ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
27,300	－	28,500	－

ｂ．監査公認会計士と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（ａ．を除く）

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ｃ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ｄ．監査報酬の決定方針

監査公認会計士等に対する監査報酬の決定に関する方針は特に定めておりませんが、監査証明業務に係る人員数、監査日数、監査時間数等を勘案したうえで、監査役会の同意を得て、適切に監査報酬を決定しております。

ｅ．監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会の公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）【役員の報酬等】

①　役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2025年10月24日開催の取締役会において、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、決定方法及び決定された報酬等の内容が決定方針と整合していることを確認しており、決定方針に沿うものと判断しております。

決定方針の内容は以下のとおりであります。

＜取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針＞

ａ．基本方針

当社の取締役の報酬等は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、株主総会で承認された限度額の範囲で、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績及び各取締役の期待役割等を総合的に勘案して適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、基本報酬である固定報酬と業績連動報酬である現金賞与及び非金銭報酬である株式報酬で構成する。なお、社外取締役については、業務執行から独立した立場であることに鑑み、固定報酬のみとする。

ｂ．取締役の報酬等の構成

当社の取締役（社外取締役を除く）の報酬等は、年間標準報酬額を基準として、基本報酬である固定報酬を約60%、業績連動報酬である現金賞与を約30%（うち、売上に連動する割合を50%、営業利益に連動する割合を50%とする）、非金銭報酬である株式報酬を約10%とすることを標準とする。

年間標準報酬額は、他の上場会社の企業規模や報酬水準を参考に、当社の業績や対象者の期待役割等の項目に係る基準から算出し、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定する。

ｃ．基本報酬（固定報酬）

基本報酬である固定報酬は、月例の金銭報酬とし、年間標準報酬額を基準に、あらかじめ定める固定報酬の割合に基づき算出された額を支給する。

ｄ．業績連動報酬（現金賞与）

短期の業績連動報酬である賞与は、当社の業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的として、当社が重視する売上と営業利益を業績指標とした金銭報酬とする。当該業績指標の目標達成率に基づき算出された額について、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定し、毎年一定の時期に支給する。

ｅ．非金銭報酬（株式報酬）

非金銭報酬は、当社の持続的な企業価値向上へのインセンティブを与え、株主との一層の価値共有を図ることを目的として、一定期間継続して当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件とする譲渡制限付株式を付与する。具体的な付与金額及び株式数については、報酬委員会の答申を踏まえたうえで取締役会が決定し、原則として、毎年一定の時期に付与する。なお、付与対象者に重大な職務違反等があった場合、当社は交付した株式を当然に無償で取得する。

ｆ．報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づくものとし、取締役会は、当該権限が適切に行使されるよう、報酬委員会に諮問し答申を得ることとする。

②　監査役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

各監査役の報酬額については、株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬構成につきましては、独立性の確保の観点から、固定報酬のみとしております。

③　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2025年11月26日開催の第13回定時株主総会において、年額300,000千円以内（うち社外取締役30,000千円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議しております。また、当該株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対し、上記の金銭報酬とは別枠で、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額を年額45,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は年25,000株以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は７名（うち社外取締役３名）であります。

監査役の報酬額は、2022年８月８日開催の臨時株主総会において、年額30,000千円以内と決議しております。当該臨時株主総会終結時点の監査役の員数は３名（うち社外監査役３名）であります。

④　役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、非金銭報酬等	
取締役（社外取締役を除く）	147,651	74,442	73,208	－	2,360	4
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－	－
社外役員	24,600	24,600	－	－	－	5

（注）当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標（期初に公表した業績予想の数値）及び実績は、売上高が目標4,400百万円に対し実績4,577百万円、営業利益が目標500百万円に対し実績710百万円であります。

⑤　報酬等の総額が１億円以上である者の報酬等の総額等
報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

⑥　使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

（５）【株式の保有状況】

①　投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、株価の変動や株式に係る配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式とし、それ以外の目的で保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式として区分しております。

②　保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、協業先との共同事業又は共同開発を通じた新たな事業機会の創出を目的として、当該協業の推進体制を強化するために協業先の株式を保有することがあります。

保有株式については、定期的に取締役会において、共同事業又は共同開発の進捗状況、協業を通じた当社への効果、経済合理性及びリスク等の観点から保有の妥当性を総合的に検証の上、保有の適否を判断することとしております。なお、保有の合理性・妥当性が乏しいと判断した株式については、売却を行うなど縮減を図ります。当事業年度に取得した株式については、取得に係る取締役会において、協業の目的、当社事業との関連性及びリスク等を検討し、保有の合理性があると判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	1	30,500
非上場株式以外の株式	1	350,435

（当事業年度において株式数が増加した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	30,500	共同開発の推進体制の強化のため
非上場株式以外の株式	1	293,851	共同事業検討の推進体制の強化のため

（当事業年度において株式数が減少した銘柄）

	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額(千円)
非上場株式	－	－

非上場株式以外の株式	－	－

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	前事業年度 株式数（株） 貸借対照表計上額（千円）	保有目的、業務提携等の概要、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
株式会社富士山マガジンサービス	307,940	－	（保有目的）出版業界におけるAI利活用を軸とした共同事業の検討に係る推進体制を強化するため保有しております。 （定量的な保有効果） （注）２ （増加した理由）上記理由により取得しております。	無
	350,435	－		

（注）１．「－」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

２．定量的な保有効果については記載が困難でありますが、保有の合理性については、上記「a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に記載したとおり検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

５【従業員の状況等】

（１）【人材戦略に関する基本方針等】

①　経営戦略と連動した人材戦略

当社の人材戦略に関する基本方針等については、「第２ 事業の状況 ２ サステナビリティに関する考え方及び取組（２）人的資本に関する戦略」に記載のとおりです。

②　従業員給与等の決定方針

当社は、従業員が担う職務役割の期待等を基にしたミッショングレード制を採用しております。半期ごとに各自の期待役割に応じたミッショングレードを定め、そのグレードに基づき、給与及び賞与の基準額を決定しております。その決定に際しては、パフォーマンス評価や360度多面評価等の客観的な評価結果を踏まえた議論によって総合的に検討がなされております。賞与については、半期ごとのパフォーマンス評価の結果や会社業績を勘案して、その支給額を決定しております。

（２）【従業員の状況】

①　提出会社の状況

2026年８月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）	平均年間給与の対前事業年度増減率（%）
140　(15)	36.4	2.7	9,585	0.61

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（　）内に外数で記載しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は、エンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

②　労働組合の状況

当社において労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

③　管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の額の差異

当事業年度						補足説明
管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合（%）（注１）	男性労働者の育児休業取得率（%）（注１）		労働者の男女の賃金の額の差異（%）（注１）			
	正規雇用労働者	パート・有期労働者	全労働者	正規雇用労働者	パート・有期労働者	
3.8	83.3	－	54.8	74.6	258.6	（注２）

（注）１．「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。
２．労働者の男女の賃金の差異について、正規雇用労働者及びパート・有期労働者のいずれにおいても、賃金制度・体系上、性別による差異は設けておりません。パート・有期労働者における男女の賃金の差異は、男性労働者に占める短期の学生インターンの割合が高いことが主な要因であります。

④　使用人等のみに対して付与した新株予約権の内容

当社は、使用人等のみに対する新株予約権を付与しております。当該新株予約権の内容については、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況　①　ストックオプション制度の内容」に記載しております。

第５【経理の状況】

１．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（2025年９月１日から2026年８月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

３．連結財務諸表について

当社には、当事業年度末において子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

４．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、社外で開催される研修へ参加しております。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,586,017	4,423,458
売掛金及び契約資産	※1,※2 463,070	※1,※2 847,208
仕掛品	12,992	11,066
貯蔵品	2,404	569
前払費用	39,647	60,538
未収入金	1,104	9,849
その他	47	85,283
貸倒引当金	△738	△738
流動資産合計	5,104,545	5,437,236
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	30,216	50,654
減価償却累計額	△13,344	△26,115
工具、器具及び備品（純額）	16,871	24,539
有形固定資産合計	16,871	24,539
無形固定資産		
ソフトウエア	14,490	10,501
無形固定資産合計	14,490	10,501
投資その他の資産		
投資有価証券	―	380,935
繰延税金資産	162,782	587,228
その他	19,484	32,607
投資その他の資産合計	182,266	1,000,771
固定資産合計	213,629	1,035,812
資産合計	5,318,174	6,473,049

（単位：千円）

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	498	717
未払金	159,807	303,001
未払費用	68,273	58,781
未払法人税等	74,069	124,917
契約負債	173,944	25,828
預り金	36,375	25,199
賞与引当金	157,661	183,693
役員賞与引当金	51,479	31,468
その他	124,327	54,898
流動負債合計	846,438	808,504
負債合計	846,438	808,504
純資産の部		
株主資本		
資本金	895,936	940,426
資本剰余金		
資本準備金	795,936	840,426
その他資本剰余金	1,883,577	1,883,577
資本剰余金合計	2,679,513	2,724,004
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	894,213	1,960,119
利益剰余金合計	894,213	1,960,119
自己株式	△272	△341
株主資本合計	4,469,391	5,624,209
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	－	38,748
評価・換算差額等合計	－	38,748
新株予約権	2,344	1,586
純資産合計	4,471,736	5,664,544
負債純資産合計	5,318,174	6,473,049

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
売上高	※1,※2 3,585,409	※1,※2 4,577,759
売上原価	※5 1,349,108	※5 1,785,428
売上総利益	2,236,301	2,792,331
販売費及び一般管理費	※3,※4 1,790,414	※3,※4 2,081,702
営業利益	445,886	710,629
営業外収益		
受取利息	5,358	10,923
受取配当金	―	9,238
受取手数料	1,528	3,431
デリバティブ評価益	―	24,546
その他	1,075	2,953
営業外収益合計	7,963	51,093
営業外費用		
支払利息	―	232
為替差損	628	474
株式交付費	1,128	866
その他	113	300
営業外費用合計	1,871	1,872
経常利益	451,978	759,850
税引前当期純利益	451,978	759,850
法人税、住民税及び事業税	70,984	136,225
法人税等調整額	△67,274	△442,281
法人税等合計	3,710	△306,055
当期純利益	448,268	1,065,905

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日） 金額（千円）	構成比 （％）
Ⅰ　労務費		459,321	33.9	540,769	30.3
Ⅱ　経費	※	229,754	16.9	301,659	16.9
Ⅲ　外注費		667,574	49.2	941,073	52.8
当期総製造費用		1,356,650	100.0	1,783,502	100.0
仕掛品期首棚卸高		5,450		12,992	
合計		1,362,100		1,796,494	
仕掛品期末棚卸高		12,992		11,066	
売上原価		1,349,108		1,785,428	

原価計算の方法

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

（注）※　主な内訳は以下のとおりであります。

項目	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
消耗品費（千円）	13,786	12,055
システム利用料（千円）	193,437	245,391

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自2024年９月１日　至2025年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	832,282	732,282	1,883,577	2,615,859	445,945	445,945	－
当期変動額							
新株の発行	63,654	63,654		63,654			
当期純利益					448,268	448,268	
自己株式の取得							△272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	63,654	63,654	－	63,654	448,268	448,268	△272
当期末残高	895,936	795,936	1,883,577	2,679,513	894,213	894,213	△272

	株主資本	新株予約権	純資産合計
	株主資本合計		
当期首残高	3,894,087	3,974	3,898,061
当期変動額			
新株の発行	127,308		127,308
当期純利益	448,268		448,268
自己株式の取得	△272		△272
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		△1,629	△1,629
当期変動額合計	575,304	△1,629	573,675
当期末残高	4,469,391	2,344	4,471,736

当事業年度（自2025年９月１日　至2026年８月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	895,936	795,936	1,883,577	2,679,513	894,213	894,213	△272
当期変動額							
新株の発行	44,490	44,490		44,490			
当期純利益					1,065,905	1,065,905	
自己株式の取得							△69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	44,490	44,490	－	44,490	1,065,905	1,065,905	△69
当期末残高	940,426	840,426	1,883,577	2,724,004	1,960,119	1,960,119	△341

	株主資本	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4,469,391	－	－	2,344	4,471,736
当期変動額					
新株の発行	88,980				88,980
当期純利益	1,065,905				1,065,905
自己株式の取得	△69				△69
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		38,748	38,748	△758	37,990
当期変動額合計	1,154,817	38,748	38,748	△758	1,192,808
当期末残高	5,624,209	38,748	38,748	1,586	5,664,544

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自2024年９月１日 至2025年８月31日）	当事業年度 （自2025年９月１日 至2026年８月31日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	451,978	759,850
減価償却費	12,888	16,760
株式報酬費用	―	2,851
賞与引当金の増減額（△は減少）	40,808	26,032
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	51,479	△20,011
受取利息及び受取配当金	△5,358	△20,161
支払利息	―	232
株式交付費	1,128	866
売上債権の増減額（△は増加）	△10,234	△384,138
棚卸資産の増減額（△は増加）	△7,542	1,926
貯蔵品の増減額（△は増加）	2,184	1,834
未収入金の増減額（△は増加）	684,118	△8,745
仕入債務の増減額（△は減少）	482	218
未払金の増減額（△は減少）	71,988	136,928
契約負債の増減額（△は減少）	132,447	△148,116
未払法人税等（外形標準課税）の増減額（△は減少）	7,066	6,630
その他	187,661	△138,760
小計	1,621,096	234,196
利息及び配当金の受取額	5,358	20,161
利息の支払額	―	△232
法人税等の支払額	△5,213	△88,920
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,621,241	165,206
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△15,928	△14,173
投資有価証券の取得による支出	―	△324,351
差入保証金の差入による支出	△12,484	△13,123
その他	―	△52,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	△28,412	△403,648
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	―	150,000
短期借入金の返済による支出	―	△150,000
自己株式の取得による支出	△272	△69
新株予約権の行使による株式の発行による収入	124,550	75,951
財務活動によるキャッシュ・フロー	124,278	75,882
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,717,107	△162,559
現金及び現金同等物の期首残高	2,868,910	4,586,017
現金及び現金同等物の期末残高	※ 4,586,017	※ 4,423,458

【注記事項】

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの　時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等　移動平均法による原価法

２．デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ　時価法

３．棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品・・・個別法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

貯蔵品・・・先入先出法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

４．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。但し、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

（２）無形固定資産

定額法を採用しております。

５．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

６．繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

７．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（３）役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

８．収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（１）トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域のサービスは、顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービス等の提供を履行義務としており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。また、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。

（２）オペレーション領域

オペレーション領域のサービスは、ABEJA Platformのシステム利用環境や運用保守、長期・月額型で提供するAIの導入・活用支援、AIを活用した店舗解析のサービス等の提供を履行義務としており、ABEJA Platform上での人とAIの協調による運用フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる

役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。

９．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

（重要な会計上の見積り）

１．繰延税金資産の回収可能性

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

（千円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	162,782	587,228

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①　算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

②　主要な仮定

将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その主要な仮定は売上高の予測であり、市場の成長率予測及び受注の見通しを基に判断しております。

③　翌事業年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である売上高の予測について、将来の不確実な事業環境や経済条件の変動等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の財務諸表において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に影響を与える可能性があります。

（貸借対照表関係）

※１　売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
売掛金	463,070千円	847,208千円
契約資産	－	－

※２　関係会社に対する金銭債権及び金銭債務の金額は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
流動資産		
売掛金及び契約資産	55,241千円	43,384千円

（損益計算書関係）

※１　顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※２　関係会社との取引に係るものが以下のとおり含まれております。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
関係会社への売上高	605,720千円	594,925千円

※３　販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度42.0%、当事業年度40.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度58.0%、当事業年度59.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
給料及び手当	589,201千円	603,547千円
業務委託料	146,427	269,539
減価償却費	12,888	16,760
役員賞与引当金繰入額	51,479	31,468
賞与引当金繰入額	106,757	126,697

※４　一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
66,090千円	129,024千円

※５　期末棚卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、以下の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
2,599千円	2,085千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）１	9,260,900	503,900	－	9,764,800
合計	9,260,900	503,900	－	9,764,800
自己株式				
普通株式　（注）２	－	115	－	115
合計	－	115	－	115

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加503,900株は、新株予約権の行使によるものであります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加115株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	2,344
合計		－	－	－	－	－	2,344

３．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式　（注）１	9,764,800	271,157	－	10,035,957
合計	9,764,800	271,157	－	10,035,957
自己株式				
普通株式　（注）２	115	25	－	140
合計	115	25	－	140

（注）１．普通株式の発行済株式総数の増加271,157株は、新株予約権の行使による増加266,900株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加4,257株であります。
２．普通株式の自己株式の株式数の増加25株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

２．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	－	－	－	－	－	1,586
合計		－	－	－	－	－	1,586

３．配当に関する事項
該当事項はありません。

（キャッシュ・フロー計算書関係）
※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）	当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）
現金及び預金勘定	4,586,017千円	4,423,458千円
現金及び現金同等物	4,586,017	4,423,458

（リース取引関係）

（借主側）

１．ファイナンス・リース取引

該当事項はありません。

２．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
１年内	45,000千円	50,350千円
１年超	－	－
合計	45,000	50,350

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、事業活動に必要な資金を主に自己資金により調達し、一時的な余資は預金としております。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び契約資産、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に事業機会の創出や協業関係の拡大を目的に保有しており、上場株式は市場価格の変動リスクに、非上場株式は発行体の信用リスク等に晒されております。

デリバティブ債権は、当社が保有する上場株式の発行会社の株主との間で締結した、当該株主が保有する同社株式を所定の価格で当社に売り渡すよう請求できる権利に係るものであり、当該株式の株価の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、１年以内の支払期日であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①　信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規程等に従い、営業債権について、営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②　市場リスク（株価の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券及びデリバティブ債権については、定期的に時価評価を行っております。

③　資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部門が適時に資金繰り状況を確認するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度（2025年８月31日）

現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等につきましては短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

当事業年度（2026年８月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）投資有価証券			
その他有価証券（*2）	350,435	350,435	－
（２）デリバティブ取引	24,546	24,546	－

（*1）現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び契約資産、未収入金、買掛金、未払金、未払法人税等につきましては短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似することから、記載を省略しております。

（*2）市場価格のない株式等は、「（1）投資有価証券　その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：千円）

	当事業年度 （2026年８月31日）
非上場株式	30,500

（注）１．金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	4,585,875	－	－	－
売掛金及び契約資産	463,070	－	－	－
未収入金	1,104	－	－	－
合計	5,050,051	－	－	－

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
預金	4,423,395	－	－	－
売掛金及び契約資産	847,208	－	－	－
未収入金	9,849	－	－	－
合計	5,280,453	－	－	－

（注）２．長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券	350,435	－	－	350,435
デリバティブ債権	－	24,546	－	24,546
合計	350,435	24,546	－	374,982

（注）時価の算定に用いた評価技法および時価の算定にかかるインプットの説明

投資有価証券

上場株式の時価は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

デリバティブ債権

デリバティブ債権は二項モデルに基づく評価技法を適用して算定しており、レベル２の時価に分類しております。評価モデルで使用している株価および金利等の基礎データは市場で容易に観察可能なものであるため、主観性が高いものではありません。

（２）時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

区分	貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	350,435	293,851	56,584
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	－	－	－
合計	350,435	293,851	56,584

（注）非上場株式（貸借対照表計上額30,500千円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

（デリバティブ取引関係）

１．ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（2025年８月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2026年８月31日）

区分	種類	契約額等（千円）	契約額等のうち１年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	株式オプション取引				
	買建	91,632	－	24,546	24,546

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

１．ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

２．ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

（１）ストック・オプションの内容

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　２ 当社従業員　14	当社取締役　１	当社従業員　34
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）１	普通株式　229,500	普通株式　100,000	普通株式　124,000
付与日	2016年９月１日	2016年11月17日	2018年３月28日
権利確定条件	（注）５	（注）５	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2018年８月24日又は上場日のいずれか遅い日 至　2026年８月23日 （注）２	自　2017年１月１日又は上場日のいずれか遅い日 至　2026年12月31日 （注）３	自　2020年３月28日又は上場日のいずれか遅い日 至　2028年３月27日 （注）３

	第８回新株予約権	第９回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　32 当社子会社従業員　２	2019年３月８日付与分 当社従業員　21 当社子会社従業員　１	2019年８月19日付与分 当社従業員　15
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）１	普通株式　121,500	2019年３月８日付与分 普通株式　197,500	2019年８月19日付与分 普通株式　100,000
付与日	2018年11月26日	2019年３月８日及び2019年８月19日	
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	
権利行使期間	自　2020年11月21日又は上場日のいずれか遅い日 至　2028年11月20日 （注）３	2019年３月８日付与分 自　2021年３月７日又は上場日のいずれか遅い日 至　2029年３月５日	2019年８月19日付与分 自　2021年８月19日又は上場日のいずれか遅い日 至　2029年８月18日

	第13回新株予約権	第16回新株予約権	第17回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員　43	当社取締役　　2 当社執行役員　3 当社従業員　　2	当社執行役員　1 当社従業員　　26
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）１	普通株式　358,000	普通株式　393,000	普通株式　201,000
付与日	2020年９月28日	2021年12月17日	2021年12月17日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2022年９月５日又は当社普通株式がいずれかの証券取引所に上場した株式公開日後１年10か月が経過した日のいずれか遅い日 至　2030年８月31日	自　2021年12月17日 至　2031年12月16日 （注）４	自　2023年11月29日 至　2031年11月28日

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役　２ 社外協力者　６	コタエル信託株式会社	当社取締役　３
株式の種類別のストック・オプションの数（株）（注）１	普通株式　27,500	普通株式　332,000	普通株式　190,000
付与日	2021年12月17日	2022年４月12日	2022年４月12日
権利確定条件	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第４ 提出会社の状況 １ 株式等の状況（２）新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自　2021年12月17日 至　2031年12月16日	自　2022年４月12日 至　2032年３月31日	自　2022年４月12日 至　2032年３月31日 （注）４

（注）１．株式数に換算して記載しております。なお、2020年３月25日付株式分割（普通株式１株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

２．新株予約権者は、以下の区分に従って、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。
なお、累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とします。

ａ．2018年８月24日から2019年２月23日までは、権利を付与された株式数の４分の１について権利を行使することができる。

ｂ．2019年２月24日から2019年８月23日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。

ｃ．2019年８月24日から2020年２月23日までは、権利を付与された株式数の４分の３について権利を行使することができる。

ｄ．2020年２月24日以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。

上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。

３．権利行使可能な新株予約権の行使の条件は、以下のとおりであり、新株予約権の有効期間に優先して適用されるものとします。
ａ．行使可能期間起算日経過後：割当個数の２分の１まで（端数切捨て）行使できる。
ｂ．行使可能期間起算日から１年経過後：割当個数の４分の３まで（端数切捨て）行使できる。
ｃ．行使可能期間起算日から２年経過後：割当個数の全てについて行使できる。
上記各期間における累計行使可能割当個数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとします。

４．新株予約権者は、以下のａからｂに掲げる割合の個数を限度として、新株予約権の一部又は全部を行使することができます。なお累計行使可能株式数が１株の整数倍でない場合は、１株の整数倍に切り捨てた数とします。
ａ．いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の半年後から株式公開日の１年後の前日までは、権利を付与された株式数の２分の１について権利を行使することができる。
ｂ．いずれかの証券取引所に上場した株式公開日の１年後以降は、権利を付与された株式数の全てについて権利を行使することができる。上記各期間における累計行使可能株式数は、それ以前の期間に既に行使した部分も含むものとする。

５．第５回及び第６回新株予約権の権利確定条件は、以下のとおりであります。なお、両新株予約権は当事業年度中にすべて行使されたため、「第４　提出会社の状況　１　株式等の状況　（２）新株予約権等の状況」には記載しておりません。
ａ．第５回新株予約権
新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使できないものとします。
ア．新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員又は顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
イ．新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
ウ．新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
エ．新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。但し、当社の取締役会の決議において事前に承認された場合はこの限りではない。
オ．新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
カ．新株予約権者が死亡した場合。
キ．新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
ｂ．第６回新株予約権
新株予約権者の行使の条件は以下のとおりであります。
ア．新株予約権者は本新株予約権の割当日から行使期間の満了日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は現存するすべての本新株予約権を行使することができないものとする。
（１）定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第３項・同第200条第２項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）
（２）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）
（３）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所にも上場されていない場合、各事業年度末日を基準日としてDCF法並びに類似会社比較法の方法により評価された株式評価額が定められた行使価額を下回ったとき
（４）本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、定められた行使価額を下回る価格となった場合
イ．新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時まで継続して、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りでない。
ウ．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
エ．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
オ．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（２）ストック・オプションの規模及びその変動状況
当事業年度（2026年８月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。
①　ストック・オプションの数

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
権利確定前　　（株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前事業年度末	45,000	100,000	8,100
権利確定	―	―	―
権利行使	45,000	100,000	5,800
失効	―	―	―
未行使残	―	―	2,300

	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第13回新株予約権
権利確定前　　（株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　　（株）			
前事業年度末	13,500	6,000	112,900
権利確定	―	―	―
権利行使	700	―	56,200
失効	―	―	11,000
未行使残	12,800	6,000	45,700

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利確定前　（株）			
前事業年度末	―	―	―
付与	―	―	―
失効	―	―	―
権利確定	―	―	―
未確定残	―	―	―
権利確定後　（株）			
前事業年度末	123,300	20,500	8,000
権利確定	―	―	―
権利行使	20,000	8,000	1,000
失効	―	―	―
未行使残	103,300	12,500	7,000

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利確定前　（株）		
前事業年度末	―	―
付与	―	―
失効	―	―
権利確定	―	―
未確定残	―	―
権利確定後　（株）		
前事業年度末	121,800	155,000
権利確定	―	―
権利行使	30,200	―
失効	―	―
未行使残	91,600	155,000

（注）2020年３月25日付株式分割（普通株式１株につき100株）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第５回新株予約権	第６回新株予約権	第７回新株予約権
権利行使価格　（円）	270	270	270
行使時平均株価　（円）	2,608	3,250	3,122
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―	―

	第８回新株予約権	第９回新株予約権	第13回新株予約権
権利行使価格　（円）	1,000	1,000	450
行使時平均株価　（円）	2,832	―	2,742
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―	―

	第16回新株予約権	第17回新株予約権	第18回新株予約権
権利行使価格　（円）	130	130	130
行使時平均株価　（円）	2,728	2,729	2,873
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―	―

	第19回新株予約権	第20回新株予約権
権利行使価格　（円）	210	210
行使時平均株価　（円）	2,997	―
付与日における公正な評価単価　（円）	―	―

（注）2020年３月25日付株式分割（普通株式１株につき100株）による分割後の価格に換算して記載しております。

３．ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションを付与した時点において、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価は、単位当たりの本源的価値より算定しております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法によっております。

４．ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効のみ反映させる方法を採用しております。

５．ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

（１）当事業年度末における本源的価値の合計額　1,283,742千円

（２）当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額　711,757千円

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 （2025年８月31日）	当事業年度 （2026年８月31日）
繰延税金資産		
減価償却超過額	37千円	12,322千円
賞与引当金	48,275	57,900
役員賞与引当金	16,226	9,918
税務上の繰越欠損金　（注）２．	1,162,625	1,024,527
その他	19,382	24,538
繰延税金資産小計	1,246,547	1,129,207
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額　（注）２．	△1,066,077	△512,308
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△17,687	△11,834
評価性引当額小計　（注）１．	△1,083,765	△524,143
繰延税金資産合計	162,782	605,064
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	－	△17,835
繰延税金負債合計	－	△17,835
繰延税金資産の純額	162,782	587,228

（注）１．評価性引当額は、前事業年度に比べ559,622千円減少しております。これは主に、繰延税金資産の回収可能性に関する企業の分類を変更したことに伴い、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

２．税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2025年８月31日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）	合計 （千円）
税務上の繰越欠損金 （※１）	－	177,824	－	425,698	295,614	263,487	1,162,625
評価性引当額	－	△81,276	－	△425,698	△295,614	△263,487	△1,066,077
繰延税金資産（※２）	－	96,548	－	－	－	－	96,548

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金1,162,625千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産96,548千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度（2026年８月31日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）	合計（千円）
税務上の繰越欠損金（※１）	39,726	－	425,698	295,614	185,873	77,614	1,024,527
評価性引当額	－	－	－	△248,820	△185,873	△77,614	△512,308
繰延税金資産（※２）	39,726	－	425,698	46,793	－	－	512,218

（※１）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

（※２）税務上の繰越欠損金1,024,527千円（法定実効税率を乗じた額）の一部について、繰延税金資産512,218千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は将来の課税所得の見込みにより回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度（2025年８月31日）	当事業年度（2026年８月31日）
法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.4	3.9
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	－	△0.2
住民税均等割等	0.5	0.4
評価性引当額の増減額	△7.0	△53.5
繰越欠損金の充当額	△19.5	△18.0
所得拡大促進税制による税額控除	△3.0	－
試験研究費等の特別税額控除	△1.7	△1.1
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	－	△2.3
その他	△0.6	△0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.8	△40.3

３．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）」が2025年３月31日に国会で成立したことに伴い、2026年４月１日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年９月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

（収益認識関係）

１．顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はエンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。なお、当事業年度より、Physical AIを含む取り組みの進展等を踏まえ、デジタル領域に限定されない当社の提供価値をより適切に表すため、従来「デジタルプラットフォーム事業」としていた報告セグメントの名称を「エンタープライズプラットフォーム事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

（単位：千円）

	エンタープライズプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	2,746,630
オペレーション領域	838,779
顧客との契約から生じる収益	3,585,409
その他の収益	―
外部顧客への売上高	3,585,409

（注）当社の営むエンタープライズプラットフォーム事業は、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型（都度契約）	顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。
オペレーション領域	ストック型（継続収入）	ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

（単位：千円）

	エンタープライズプラットフォーム事業
トランスフォーメーション領域	3,285,286
オペレーション領域	1,292,473
顧客との契約から生じる収益	4,577,759
その他の収益	―
外部顧客への売上高	4,577,759

（注）当社の営むエンタープライズプラットフォーム事業は、ミッションクリティカル業務へのAI導入支援のため、基盤システムとなるABEJA Platformの開発・導入・運用を行っております。主たる領域として以下のとおり分類できます。

	収益構造	提供サービス
トランスフォーメーション領域	フロー型（都度契約）	顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービスを提供しており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。
オペレーション領域	ストック型（継続収入）	ABEJA Platform上で人とAIの協調による運用を行う運用フェーズに位置づけられます。

２．顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

（１）トランスフォーメーション領域

トランスフォーメーション領域のサービスは、顧客ニーズに対応したABEJA Platformの導入支援とその周辺サービス等の提供を履行義務としており、仕組みづくり・構築フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。また、履行義務が一時点で充足される場合には、サービスの提供終了時点において収益を認識しております。トランスフォーメーション領域に関する取引の対価は、サービス提供完了後、概ね２ヶ月以内に受領しております。

（２）オペレーション領域

オペレーション領域のサービスは、ABEJA Platformのシステム利用環境や運用保守、長期・月額型で提供するAIの導入・活用支援、AIを活用した店舗解析のサービス等の提供を履行義務としており、ABEJA Platform上での人とAIの協調による運用フェーズに位置づけられます。当該履行義務は契約期間にわたる役務の提供によって充足されるものであるため、当該履行義務が充足される期間にわたり、収益を認識しております。オペレーション領域に関する取引の対価は、契約条件に従い、概ね履行義務の進捗に応じて段階的に受領しております。

３．顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

（１）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：千円）

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	452,836	463,070
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	463,070	847,208
契約資産（期首残高）	－	－
契約資産（期末残高）	－	－
契約負債（期首残高）	41,497	173,944
契約負債（期末残高）	173,944	25,828

契約資産は、主にトランスフォーメーション領域の案件で利用するABEJA Platformの料金について、当事業年度末時点で役務提供が完了しておりますが、対応する案件の検収が完了していない未請求の債権となります。契約資産は、受領する対価に対する権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、契約期間に応じて収益を認識するオペレーション領域の契約について、顧客から受け取った１年分又は２年分の前受金に関するもの、トランスフォーメーション領域にて役務提供前に受領した前受金であります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されていきます。

前事業年度に認識された収益の額のうち、前事業年度期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、39,869千円であります。また、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、173,650千円であります。

（２）残存履行義務に配分した取引価格

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は一部未充足）の履行義務は、当事業年度末において、1,914千円であります。当該履行義務は、オペレーション領域に関するものであり、期末後１年以内に約99%が収益として認識されると見込んでおります。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

当社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約については注記の対象に含めておりません。未充足（又は一部未充足）の履行義務は、当事業年度末において、1,988,159千円であります。当該履行義務は、期末後１年以内に約84%、残りの約16%がその２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、エンタープライズプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度に係るセグメント情報については、Physical AIを含む取り組みの進展等を踏まえ、デジタル領域に限定されない当社の提供価値をより適切に表すため、従来「デジタルプラットフォーム事業」としていた報告セグメントの名称を「エンタープライズプラットフォーム事業」に変更しております。当該変更は名称変更のみであり、セグメント情報に与える影響はありません。なお、前事業年度のセグメント情報についても、変更後の名称で記載しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
さくらインターネット株式会社	615,205	エンタープライズプラットフォーム事業
SOMPOホールディングス株式会社	461,580	エンタープライズプラットフォーム事業

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外への外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
さくらインターネット株式会社	552,520	エンタープライズプラットフォーム事業
SOMPOホールディングス株式会社	520,545	エンタープライズプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

１．財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	SOMPO Light Vortex株式会社	東京都新宿区	12,198	デジタル関連事業	(被所有)直接 17.37	業務提携 役員の受入（１名） （注）２	役務の提供（注）１	144,140	売掛金	9,064
その他の関係会社の親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	100,045	保険持株会社	(被所有)間接 17.37	業務提携 役員の受入（１名） （注）２	役務の提供（注）１	461,580	売掛金	46,057

（注）１．取引条件については一般顧客の場合と同様に、SOMPO Light Vortex株式会社、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

２．SOMPOホールディングス株式会社及びSOMPO Light Vortex株式会社から当社役員に受け入れている者は、同一の者であります。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	SOMPO Light Vortex株式会社	東京都新宿区	18,898	デジタル関連事業	(被所有)直接 16.91	業務提携 役員の受入（１名）	役務の提供（注）	74,380	売掛金	264
その他の関係会社の親会社	SOMPOホールディングス株式会社	東京都新宿区	100,045	保険持株会社	(被所有)間接 16.91	業務提携	役務の提供（注）	520,545	売掛金	43,120

（注）取引条件については一般顧客の場合と同様に、SOMPO Light Vortex株式会社、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

２．財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前事業年度（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役　員	小間基裕	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接 1.45	―	ストック・オプション権利行使（注）１	26,570	―	―
役　員	田中邦裕	―	―	当社取締役さくらインターネット株式会社代表取締役兼最高経営責任者	(被所有)直接 0.03	―	役務の提供（注）２	615,205	契約負債	144,754

（注）１．ストック・オプションの権利確定行使は、権利付与時の契約によります。

２．取締役が第三者（さくらインターネット株式会社）の代表者として行った取引であり、取引条件については一般顧客の場合と同様に、さくらインターネット株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

当事業年度（自　2025年９月１日　至　2026年８月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び個人主要株主	岡田陽介	―	―	当社代表取締役	(被所有)直接 13.77	―	ストック・オプション権利行使（注）１	27,000	―	―
役　員	外木直樹	―	―	当社取締役	(被所有)直接 2.87	―	ストック・オプション権利行使（注）１	10,800	―	―
役　員	田中邦裕	―	―	当社取締役さくらインターネット株式会社代表取締役社長最高経営責任者	(被所有)直接 0.02	―	役務の提供（注）２	552,520	―	―
							計算資源の調達（注）２	120,298		

（注）１．ストック・オプションの権利確定行使は、権利付与時の契約によります。

２．取締役が第三者（さくらインターネット株式会社）の代表者として行った取引であり、取引条件については一般の取引先の場合と同様に、さくらインターネット株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定しております。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり純資産額	457.71円	564.27円
１株当たり当期純利益	47.17円	107.23円
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	43.20円	102.21円

（注）１株当たり当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2024年９月１日 至　2025年８月31日）	当事業年度 （自　2025年９月１日 至　2026年８月31日）
１株当たり当期純利益		
当期純利益（千円）	448,268	1,065,905
普通株主に帰属しない金額（千円）	－	－
普通株式に係る当期純利益（千円）	448,268	1,065,905
普通株式の期中平均株式数（株）	9,503,158	9,940,577
潜在株式調整後１株当たり当期純利益		
当期純利益調整額（千円）	－	－
普通株式増加数（株）	873,782	488,195
（うち新株予約権(株)）	(873,782)	(488,195)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	－	－

（重要な後発事象）

（取得による企業結合）

当社は、2026年７月15日開催の取締役会において、株式会社MONO BRAINの全株式を取得し子会社化すること及び同社を吸収合併することを決議し、2026年９月１日付で株式取得及び合併を実施いたしました。

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：株式会社MONO BRAIN

事業の内容：AIの開発・運用に関するガバナンス及び品質・コンプライアンス支援

（２）企業結合を行った主な理由

株式会社MONO BRAINを統合し一体的な運営体制を構築することにより、同社が有するAIガバナンス領域のノウハウを取り込み、「ABEJA Platform」におけるガバナンス機能の強化及び顧客企業への提供価値の最大化を図るためであります。

（３）企業結合日

2026年９月１日

（４）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得及び当社を存続会社とする吸収合併

（５）結合後企業の名称

株式会社ABEJA

（６）取得した議決権比率

100%

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠
当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

２．被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳
取得原価　124,000千円（すべて現金）

３．主要な取得関連費用の内容及び金額
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間
現時点では確定しておりません。

５．企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳
現時点では確定しておりません。

（投資有価証券の取得）
当社は、2025年12月25日付で締結した西野伸一郎氏及び合同会社581Wilcox Ave.、神谷アントニオ氏との富士山マガジンサービス株式に関する覚書に基づき、2026年11月19日開催の取締役会において、株式会社富士山マガジンサービスの普通株式に係る売渡請求権を行使し、同社株式を追加取得することを決議いたしました。

１．取得の理由
出版コンテンツを活用したAIサービス等の共同事業の検討状況及び今後の事業展開の可能性を踏まえ、資本関係の強化を通じて共同事業の推進力を高めることを目的とするものであります。

２．取得の内容
（１）取得株式の種類　株式会社富士山マガジンサービス 普通株式

（２）取得する株式の総数　99,600株

（３）取得前後の所有株式数
取得前：普通株式307,940株（持株比率9.32%）
取得後：普通株式407,540株（持株比率12.34%）

（４）株式の取得価額の総額　現金88,942,800円を上限とします。実際の取得価額は、行使請求日に確定します。

（５）取得日　2026年12月（予定）

（６）取得先　西野伸一郎氏及び合同会社581Wilcox Ave.、神谷アントニオ氏

（７）資金調達方法　自己資金

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
工具、器具及び備品	30,216	20,438	－	50,654	26,115	12,770	24,539
有形固定資産計	30,216	20,438	－	50,654	26,115	12,770	24,539
無形固定資産							
ソフトウエア	19,947	－	－	19,947	9,446	3,989	10,501
無形固定資産計	19,947	－	－	19,947	9,446	3,989	10,501

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

該当事項はありません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（目的使用）（千円）	当期減少額（その他）（千円）	当期末残高（千円）
貸倒引当金	738	－	－	－	738
賞与引当金	157,661	183,693	157,661	－	183,693
役員賞与引当金	51,479	31,468	51,479	－	31,468

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（２）【主な資産及び負債の内容】

①　流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	63
預金	
普通預金	4,422,736
別段預金	658
小計	4,423,395
合計	4,423,458

ロ．売掛金及び契約資産

相手先別内訳

相手先	金額（千円）
一般社団法人AIデータ主権共創機構	231,000
一般社団法人AIロボット協会	137,994
株式会社栃木銀行	63,470
株式会社スギ薬局	50,050
SOMPOホールディングス株式会社	43,120
その他	321,574
合計	847,208

売掛金及び契約資産の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高（千円） (A)	当期発生高（千円） (B)	当期回収高（千円） (C)	当期末残高（千円） (D)	回収率（%） $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間（日） $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{365}}$
463,070	4,872,383	4,488,245	847,208	84.1	49

ハ．仕掛品

品目	金額（千円）
エンタープライズプラットフォーム事業	11,066
合計	11,066

ニ．貯蔵品

区分	金額（千円）
貯蔵品	
機材	569
合計	569

② 固定資産

イ．投資有価証券

区分及び銘柄	金額（千円）
株式	
株式会社富士山マガジンサービス	350,435
その他	30,500
合計	380,935

ロ．繰延税金資産

繰延税金資産は、587,228千円であり、その内容については「1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

③ 流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
アマゾンジャパン合同会社	573
FLIR Integrated Imaging Solutions, Inc.	59
株式会社ロボティズ	43
株式会社ソラコム	41
合計	717

（3）【その他】

当事業年度における半期情報等

	中間会計期間	当事業年度
売上高（千円）	2,351,178	4,577,759
税引前中間（当期）純利益（千円）	389,600	759,850
中間（当期）純利益（千円）	336,233	1,065,905
１株当たり中間（当期）純利益（円）	33.94	107.23

第６【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年９月１日から翌年８月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から３か月以内
基準日	毎年８月31日
剰余金の配当の基準日	毎年８月31日 毎年２月末日
１単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目４番５号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
取次所	－
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載ＵＲＬ https://abejainc.com/ja/
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することはできない旨、定款に定めております。

（１）会社法第189条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第166条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第７【提出会社の参考情報】

１【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の７第１項に規定する親会社等はありません。

２【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

（１）有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第13期）（自　2024年９月１日　至　2025年８月31日）2025年11月25日関東財務局長に提出。

（２）内部統制報告書及びその添付書類
2025年11月25日関東財務局長に提出。

（３）半期報告書及び確認書
（第14期中）（自　2025年９月１日　至　2026年２月28日）2026年４月14日関東財務局長に提出。

（４）臨時報告書
2025年11月27日関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年11月24日

株式会社ＡＢＥＪＡ

取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石田　大輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野口　正邦

＜財務諸表監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ＡＢＥＪＡの２０２５年９月１日から２０２６年８月３１日までの第１４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ＡＢＥＪＡの２０２６年８月３１日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対する売上高	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
注記事項【関連当事者情報】に記載のとおり、会社は関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対して役務提供を行っている。当事業年度のSOMPOホールディングス株式会社に対する売上高は520,545千円であり、損益計算書の売上高の11.4%を占めている。 会社は2021年４月においてSOMPOホールディングス株式会社とデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）推進等を目的とした業務提携基本契約を締結しており、当該契約に基づき介護事業・保険事業のＤＸ推進、デジタル人材の育成支援等の役務を提供している。取引条件については、一般顧客の場合と同様に、SOMPOホールディングス株式会社と協議のうえ、市場実勢を勘案して決定している。 一般的に関連当事者取引は、対等な立場で取引が行われているとは限らず、経済合理性を欠く取引が行われるリスクや、取引価額を含めた取引条件を恣意的に設定することにより、不適切な収益認識が行われるリスクがある。 以上から、関連当事者であるSOMPOホールディングス株式会社に対する役務提供取引の経済合理性、実在性及び取引価額を含めた取引条件の妥当性が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。	当監査法人は、会社とSOMPOホールディングス株式会社との取引の経済合理性、実在性及び取引条件の妥当性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 （１）取引の経済合理性 ・取引の内容、目的及び経済合理性を理解するため、経営管理者への質問及びディスカッションを実施した。 ・SOMPOホールディングス株式会社との関連当事者取引が適切な会社の承認プロセスを経たうえで行われていることを確認するため、会社の取締役会議事録及びその添付資料を閲覧した。 （２）取引の実在性 ・SOMPOホールディングス株式会社との取引については、一定金額以上の取引を対象として、会社が提供した役務について、契約書及び検収書等と照合するとともに、入金証憑との照合を実施し、取引の実在性を確かめた。 （３）取引条件の妥当性 ・SOMPOホールディングス株式会社との取引については、一定金額以上の取引を対象として、契約書を閲覧し、その他の一般顧客との取引内容及び取引条件と比較し、その妥当性を検討した。 ・個別性が強いトランスフォーメーション領域の売上について、契約単位及び顧客単位の売上総利益率分析等を行い、SOMPOホールディングス株式会社との取引とその他の一般顧客との取引について比較分析を実施した。

繰延税金資産の回収可能性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度末における貸借対照表の投資その他の資産において、繰延税金資産を587,228千円計上している。このうちには、注記事項（税効果会計関係）の（注）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額に記載のとおり、税務上の繰越欠損金に対して認識した繰延税金資産512,218千円を含んでいる。 会社は、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積りにより繰延税金資産の回収可能性を判断している。 将来の収益力に基づく課税所得の見積りは、将来の事業計画を基礎としており、その重要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、売上高の予測である。 繰延税金資産の回収可能性の判断において、将来の事業計画における重要な仮定は不確実性を伴い経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、繰延税金資産の回収可能性を検討するに当たり、主として以下の監査手続を実施した。 ・過年度及び当期における課税所得の発生状況や税務上の繰越欠損金の推移等を確かめることにより、会社による会社分類の判断が「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」に従っていることを検討した。 ・将来減算一時差異について、その解消見込年度のスケジューリングについて検討した。 ・将来の課税所得の見積りを評価するため、その基礎となる将来の事業計画について検討した。将来の事業計画の検討にあたっては、取締役会によって承認された直近の予算との整合性を検討した。また、経営者の事業計画策定の見積りプロセスの有効性を評価するため、過年度の事業計画と実績を比較した。 ・将来の事業計画に含まれる重要な仮定である売上高の予測については、経営者と協議するとともに、市場成長率・同業他社の平均成長率及び過去実績成長率と比較した。 ・感応度分析を実施し、将来の事業計画の見積りの不確実性に関する経営者の評価について検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

＜内部統制監査＞

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ＡＢＥＪＡの２０２６年8月３１日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ＡＢＥＪＡが２０２６年8月３１日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
・　財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・　内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

＜報酬関連情報＞

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。